

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生（続・完）

大森弘喜

はじめに

第1章 ムラン法の制定

第1節 19世紀前半の住宅事情

第2節 ムラン法の制定 アルマン・ド・ムラン / 法案の審議 /
M. シュヴァリエの懸念 / 法案審議と問題点 /
1850年4月13日法

第2章 ムラン法の施行と世紀末パリの住宅事情

第1節 ムラン法の施行 パリ不衛生住宅委員会の活動 / 司法の判断

第2節 ムラン法の不備と欠陥

ガルニの衛生化 / 19世紀末パリの住宅衛生事情

第3節 1902年公衆の健康保護に関する法

1902年法の評価 （以上『経済研究』200号）

第3章 住宅改革運動

第1節 先駆的試み - パテルナリズムによる労働者都市 -

ゴダンのファミリステール / ミュルーズの労働者都市

第2節 19世紀後半のパリ住宅市場

不動産金融と土地市場の形成 / パリの住宅市場

第3節 住宅改革の思想的系譜とその戦略

フレデリック・ル・プレ /

ピコ, シェイソン, シーグフリード

第4章 低廉住宅の誕生と展開

第1節 1889年パリ万博と国際労働者住宅会議

ピコの審査報告 / パリ国際労働者住宅会議

第2節 イニシアティヴ・ブリヴェと低廉住宅立法

シーグフリード法 / ストロース法とトリボ法

第3節 ロスチャイルド財団の低廉住宅

第4節 公的イニシアティヴと低廉住宅

住宅危機 / 公的イニシアティヴ

結びにかえて

第3章 住宅改革運動

19世紀半ばナポレオン3世の政策に援護された工業化と都市化は、大量の移動する民を生み出し、引いては都市における住宅問題を惹起した。これを解決せんとするパリでの試みは、幾つもの障碍があって困難を極めるのだが、地方の企業経営者のなかには、この問題に積極的に取り組み、一応の解決策を打ち出したものもいる。

第1節 先駆的試み - パテルナリズムによる労働者都市 -

労働民衆向けにある程度の規模の住宅を、市場の作用に抛らないで提供できるのは、よほどの資産家が企業経営者に限られた。初期の住宅改革運動を展開したのも、独自の哲学をもつ企業経営者であった。その代表例がゴダンであり、ミュルーズの企業経営者たちであった。パリの住宅改革運動に先立って、これを瞥見しておこう。

ゴダンのファミリストール

J. B. A. ゴダン (1817-1888) は、父親の鍛冶屋、親戚の金具製造業で職人として修業を積んだ後、1840年に若くしてストーブ製造の免許を取り、46年地元エーヌ県ギーズに工場を構えた。かれの考案した鋳物製ストーブをはじめとする暖房器具は、品質もよく(「ゴダン・ストーブ」と呼ばれた)、売り上げを伸ばし、労働者1,500人も雇用する一流企業となった。ゴダンはやがてフリーエの社会主義思想に感化され、経営者と従業員の対立のない階級調和の会社、暴力ではなく社会的対話を尊ぶ世界、社会的貧困のない社会などを構想した。¹⁾[鹿島茂, 2013, p184; G. Delabre & M.

1) ゴダンの理想主義はまさしく「空想的社会主義」的であった。かれは、エゴイズムに代るべき友愛、それは労働によって培われると「労働賛歌」を高ら

Gautier, 1989, p32]

その理想を実現すべく、1871年以降エーヌ県議となり、さらに同県選出の下院議員となったゴダンは、師のフリーエのファンランステールに倣って、労働と生活の一体となった「ファミリステール」の建設に取り組んだ。かれにとって住宅は、社会進歩を表すものであり、またその原動力でもあった。当時多くの労働者は「あばら家 *taudis*」に住んでおり、やがて搾取されている者として暴力的な要求運動に決起するだろう、それゆえ、階級和合のためにも労働者にそれなりの住宅を与えることが急務と考えた。だが、かれは労働者に「個人の家」を与えることは、孤立化を生み、エゴイズムの源泉となるとして斥け、「単一の統合された住宅 *habitat unitaire*」がふさわしいとした。[G. Delabre & M. Gautier, 1989, p33] それは、経営者が労働者とともに住むという意味でも、労働現場と生活空間が「一つに統合された」という意味でも、かれの理想を実現した共同体であった。

ファミリステールは1859年から順次建設され80年代初頭までに三つの棟が建設された。それらは地下1階、地上3階建ての建物で、住戸は台所を含む二部屋を基本とした。棟の内部に配置された中庭には回廊が設けられ、それを介して住民は移動し交流する。中庭は天井がガラスで覆われ明るく、種々の催しに使われるが、それは住民同士の交流を促したいというゴダンの考えを実現したものであった。我々の関心の衛生に則してみると、上水は蒸気モーターで汲み上げた井戸水を各階の泉水に引いて住民の利用に供した。さらに家庭ゴミは、ダスト・シュート *vide-ordures* を世に先駆けて導入した。[G. Delabre & M. Gautier, 1989, p40]

かに謳う。その実現が1867年5月の第一日曜日に举行された「労働の祭典」であり、これは後のメイ・デーの原型となる。また「配分の正義」を主張し、労働者による企業利潤への参加を早々と唱え、さらに貧困を撲滅する一手段として、労働者同士の互助や協同組合運動を提唱した。かれの平和主義は、階級対立だけでなく、国際紛争にも援用され、平和の達成のための武力放棄や、経済的調整、あるいは自由貿易なども志向していた。[G. Delabre & M. Gautier, 1989, p32-33]

共用施設にも細かい配慮がゆきとどき、工場の温水を利用した洗濯所、浴室やシャワー室、さらにはプールまで擁する施設棟が造られ、また毎日の生活に必要な物資を販売するパン屋、肉屋、食堂、酒場、カフェも用意された。[中野隆生,1999, p23: G. Delabre & M. Gautier, 1989, p36]

ゴダンの理想主義の盾の裏には企業経営者としての現実的な戦略もあった。工場で働くようになった労働者の多くは、元はこの土地で木樵^{キコリ}仕事をしてきたから、工場労働にも、集団としての生活にも慣れていなかった。これらの謂わば粗野な労働者を、規律ある、ゴダンの理想に共鳴してくれる労働者に「鋳直す」ことが、かれの戦略だった。そのため、かれは家持ちの労働者を雇うことを極力避けた。何ら財産を持たない者を雇い入れ、住戸を与え、自分に忠誠心をもつ者だけを定着させることが、かれの戦略であった。これを確かなものにすべく、労働者向けに小冊子を作り、かれの理想とその事業の正当性を解説し、ファミリステールではいかに労働し生活すべきかを、丁寧に説いた。[G. Delabre & M. Gautier, 1989, p38-40]

当時の金額にして200万フラン余という巨費を投じて造られたファミリステールは、ゴダン自らが「富裕層にも劣らない」と豪語するほど立派な住環境であり、最盛期には1,800人の居住者を数えた。かれらは管理人の監視のない共同体を自主的に管理し、相互に交流しつつ満足して生活したらしい。それはゴダン亡き後も、1960年頃まで存続したことに現れているかもしれない。²⁾ だが、ファミリステールがパテルナリズムの発露であれば、そこに住むことはゴダンの理想を、自分の理想に置き換えて労働し生活することであるから、自由な生き方を望む者には住みにくく、型に嵌まらないことを好むフランス人には敬遠された。[中野隆生,1999, p26-27] また低廉住宅生みの親とも言うべきピコ、シーグフリード、シェイゾンら

2) ゴダンの会社は1960年代にはかつてのような業績を上げられず、社会事業は放棄された。ファミリステールの住宅は売却され、附属の施設や用地の一部は市当局に譲渡され、ピカルディーの歴史文化遺産として管理されている。[G. Delabre & M. Gautier, 1989, p41]

にとっては、それは「集合住宅」であり、「所有権取得」を構想していない点で、かれらの価値観の対極にあるものだった。それは畢竟、住民個々の家族生活を尊重するものとは映らなかったからである。

ミュルーズの労働者都市

フランスの工業化も綿工業から起こるが、その中心のひとつがアルザス地方のミュルーズであった。ここは高級捺染業を得意としていたが、やがてその前工程の紡織業も兼営し、その製品をライン河の舟運を利用して外国に輸出していた。ミュルーズ一帯には綿業を軸に社会的分業が展開したが、それに付随してさまざまな労働問題も生じた。この地はパリから見れば僻遠の地だが、ヨーロッパを南北に繋ぐ交通の要衝に位置していたから、工業化とともにイタリア、スイス、ドイツ系の労働者も押し寄せた。かれらはごく自然に識り合い、男女の労働者のなかには同棲し婚姻届など出さずに家庭をもつものも多く、かなりの数の私生児が誕生したという。[Mangin, 1879, p353] 歴史的な経緯でこの地に移り住んだプロテスタントの末裔は、「経営者 patrons は労働者の庇護者であり、案内人である」との自覚から、私生児や妊産婦、未婚の母親などの処遇に関わり、乳児院、養育院、孤児院、初等教育施設、職業教育施設などを設けた。さらに労使の折半醸出による疾病・退職年金基金や救済金庫などを設け、労働者に貯蓄の習慣を身につけさせ、将来の備えなどを自覚させることに努めた。[Mangin, 1879, p383]³⁾

3) だが、社会保障の原型とも見られるこの疾病・退職年金制度は、あまりにも早熟的で労働者には理解されなかった。大半の労働者はこの制度に加入することを望まなかった。初期のこの制度の最大の問題は、労働者が職場が変わるときに、基金加入が継続できるかどうかだった。継続加入ができなければ醸出金が無駄になるからである。このアルザス上流地域では地域連合体を設けて、8キロ以内での職場移動なら、制度加入が継続できた。にもかかわらず、労働者の大部分は「賃銀から徴収されることを好まない。全部自由に使いたい。食べることにではなく、飲むことに。」という態度だったという。[Mangin, 1879, p383]

こうした労働者福祉事業の中心にいたのが、ドルフュスやケクランなどの綿業経営者であった。労働者都市の建設も、かれらの「よき労働者」をつくる社会事業の主要な一環であった。1823年に創設されていたミュルーズ工業家協会には、社会経済委員会という部門があり、その長であるブノは1852年6月に労働者都市のあるべき姿の検討にはいった。というのは、同年1月に皇帝に就いたナポレオン3世が、オルレアン家から没収した1,000万フランを、「大工業都市における労働者の住宅改善に充てる」と公式に表明したからである。⁴⁾

ブノ博士は、巨大な兵舎タイプの住宅は「頻繁な口論や喧嘩の機会を作り出す」か、あるいは「親密すぎる近隣関係はモラルの乱れを作り出す」としてこれを斥け、モラルの上でもっとも望ましいのは、個別に独立した家屋であると報告した。そして、この独立した家屋を、居住者である労働者が一定期間の後に所有すること、すなわち「所有権取得 *accession à la propriété*」が最上の方策であると主張した。かれは、労働者は「所有権」という刺戟をうけて、自発的に貯蓄をするだろう、結婚している労働者が、レストランで外食をしたり、憂さ晴らしと称して酒場通いをすることもなくなるだろう、「ポトフこそが、はっきりと家庭の隅の首石 *pierres angulaires* のひとつである。労働者が会食など無駄な気晴らしをして家庭料理を省みないのは、真に残念なことである。」と云う。[Bullock & Read, 1985, p320-321; Guerrand, 1967, p125] 労働者の拠るべき場としての「家庭 *foyer*」が重視されていることが分かる。

翌1853年には、早速ジャン・ドルフュスの主導により「ミュルーズ労働者都市会社」が結成され、気鋭の建築家 E. ミュレールにその設計が依頼された。というのも、ミュレールはドルフュスの依頼でミュルーズの近傍に、住戸12を擁する質の高い家屋を設計した経験をもっていたからで

4) 結局ミュルーズ労働者都市は、第二帝政政府から30万フランの補助金を受けて、これを専ら道路や下水道などのインフラの整備に当てた。

ある。[Carbonnier, 2008, p25] ミュレールのミュルーズ労働者都市の原案では、プノの理想とした「個別に独立した家屋 pavillon」は、4住戸が背中合わせに隣接する「四戸建て住宅」に変わっていた。これが後世まで「ミュルーズ・タイプの労働者住宅」と云われるもので、ミュレールの創案になるものだった。ほかに数は少ないが、「背割り長屋住宅」と「棟割り長屋住宅」が配置されたが、これは主に建築コストと販売価格など経済面を考慮した結果だった。[中野隆生, 1999, p43⁵⁾]

ミュレールの原案は、さらに第一次都市建設ではかなりの縮小と変更を余儀なくされ、建築戸数は大きく減少し、学校・保育所・礼拝堂などは建設されなかった。それでも1867年までに800住戸、1895年までには1,240住戸が建築され、およそ1万人、町の人口の約10%が居住するほどの規模になった。[Guerrand, 1989, p42]

標準的な四戸建て住戸は、1階には台所とストーブとベッドのある居間、2階には二つの寝室とトイレという間取りであった。床面積は平均して50㎡と広く、隣家との隔壁は40cmと厚く頑丈であった。我々の関心事である衛生と健康に注目すれば、平均150㎡ものゆったりとした敷地は日当たりと換気には好条件だった。だが北側の2住戸は南側の住戸よりも日当たりも悪く、冬季は寒く暖房がその分必要となろう。その欠点を補う意味で、背割り長屋住宅のそれには、明かり窓と暖炉が付けられたという。[中野隆生, 1999, p44] トイレはアンザン鉱山などで取られていた外便所方式、つまり庭の片隅に造られた小舎、が放棄され、この地では住戸内に設

5) [中野隆生, 1999]は、ミュルーズ労働者都市と、後述のロスチャイルド財団による低廉住宅建設の歴史研究では、邦語文献としてはもっとも詳細かつ緻密な研究であり、本稿でも多くを負っている。だが、残念なのは、内容註と引用文献註が全く存在しないことで、本文の叙述が、典拠としての資料・文献にどう裏打ちされているのか不明である。また細かいことだが、ミュルーズ労働者都市に限ると、図7「ミュレールの手になるミュルーズ労働者都市の原プラン」(p36)と、図12「ミュルーズ第一次労働者都市の平面図」(p41)とが、左右の位置関係が正反対で、比較参照が難しかった。

置されたことが注目される。夜間や冬季の利用も負担感が小さくなったことだろう。固定式便槽は排され、地下もしくは半地下には樽が据えられた。これが「可動式チネット」と云われるもので、汲取り作業は簡便となったから、住民は幾分かは悪臭から解放されたかもしれない。トイレの悪臭は各戸専用の排気路で屋上からも排出された。[Carbonnier, 2008, p152]⁶⁾

上水は労働者都市内に掘られた八つの井戸から、手押しポンプで汲み上げた井戸水が利用された。したがって主婦は水運びの重労働からは解放されなかったし、水の利用には限界があった。それは身体衛生に深く関わる。もちろん各住戸には浴室もシャワーもなく、洗濯室もなかったから、住民は広場中央に設けられた洗濯場と浴場を利用するほかなかった。そこでは隣接の工場からふんだんに供給されるお湯を使って洗濯ができ、同時に入浴もできた。洗濯場には脱水機と乾燥機が設置され有料で利用できた。入浴も同じく有料でかつ場所を指定され、時間にも制限が加えられたこともあって、利用は伸び悩んだという。[中野隆生, 1999, p45] 前述したように、この当時のフランス民衆は、衛生主義者や労働者都市の推進者が奨励しても、身体の清潔さなどにはあまり関心を払わなかったのである。この点は20世紀初めの低廉住宅でも変わらなかった。

ミュルーズ労働者都市で特徴的なことは、各住戸に100m²を越える庭園が付いていたことである。これは古くは北部炭鉱地帯の労働者住宅でも広く見られたことだが、そこには現実的利益の裏側に経営者の淡い期待も籠められていた。現実的な利益とは、住民が庭園を庭畑や小家禽を飼育するのに利用するというものである。季節の野菜を栽培し、会社の許可を得て鶏や時には豚なども飼育し、その産物を自家消費したのである。当時の工場は夏の渇水期や冬の結水期には蒸気機関がうまく作動しないこともあつ

6) ミュルーズ労働者都市で「トゥ・タ・レグ」、つまり家庭廃水・雨水・尿尿などを下水道へ排出することが許されるようになるのは、1897年以降である。[Carbonnier, 2008, p155] それは取りも直さず、トイレ水洗化の幕開けであった。

て、雇用は必ずしも安定しなかったし、また景況による雇用調整もあったから、そのような場合でも短期間なら食い繋げる、生活保障という意味合いもあった。

また、農民出身の労働者に、家禽の世話や菜園での土いじりの機会を与えることで安堵感を与え、日常の労働を忘れさせるとの思いも経営者にはあった。さらに経営者は、労働者が庭仕事などに楽しみを見出せば、酒場へ足繁く通うのを抑止できるかもしれないと期待を寄せた。19 世紀を通じて、酒場 cabaret や酒類販売所 débit de boissons は社会改良家や開明的政治家の排撃の対象となった。というのも、そこは労働者に酒を供するだけでなく、往々にして売買春の場となり、さらには良からぬ連中が不穏な動きを画策する場とも見なされたからである。低廉住宅運動を牽引したシェイソンが、アル中撲滅運動の指導者であったことは象徴的であった。

ところでミュルーズ労働者都市では賃貸は例外的で、ほとんどがいわゆる分譲住宅 location-acquisition であったことは注目に値する。標準的な四戸建て住戸を所有する場合を例に引くと、頭金 250 ないし 300 フランを支払った上に、毎月家賃と償還金を加えた 20 フラン余を 15 年支払った後に、初めて住民は住宅の所有権を手に入れることができるという仕組みであった。この年間 240 フランという額は、当時の一般的な労働者の住宅支出のおよそ 3 倍にも当たる額であったから、これを支払える労働者層は安定的に高い賃銀を得られる熟練工などに限られていたようだ。[中野隆生, 1999, p56-59] 毎月 20 フラン余を長期に亘って捻出するためには、家長だけの稼ぎでは心もとなく、妻子も家計補助的な賃銀で働く必要があった。「無理な要求を応諾したものは、所有者になるためには甘んじて多大の犠牲を払った。」のである。[Guerrand, 1989, p43]

家賃と償還金を 15 年間払い続けて所有権を入手するこの分譲方式は、フランスの社会住宅史では初の試みではあったが、熟練工など労働者のエリート層にも大きな負担であった。ミュルーズ労働者都市会社は、恐らく

そうした事情を察知していたのだろう、入居時の規則では厳禁の筈の「又貸し」を黙認していた。広めの住宅を賃貸していた労働者は、部屋のひとつに下宿人を置き、何がしかの家賃を得て家計の補助としたのである。

[中野隆生,1999, p61: Cacheux, 1885, p34]⁷⁾

下宿人を置くことは、家庭の秩序を乱しかねない行為であり、それゆえにミュルーズ労働者都市会社は規約では固く禁止していたのに実際はこれを黙認した。これは会社自身が家賃と償還金を加えた支払額が、労働者の家計を圧迫し、その支払能力を超えていると認めることであった。ここに綻びの糸が見えている。そこまでして会社は、「所有権取得」という初の試みを成功させたかったのである。そしてその戦略はひとまず成功したように見える。1874年時点で、この世帯主920人のほぼ全員が住宅所有者となった。その70%が労働者であり、管理職・職員10%を加えると、80%余が工場勤務者と見られる。また退職者5%も元は工場勤務者だったと思われるから、その比率はさらに高まる。他方、商人・職人は僅かに9%余にとどまった。[中野隆生,1999, p63, 87] これらのことから判断して、ドルフュスらが構想した、主にエリート労働者を会社に定着させ、住宅を所有させつつその陶冶をはかるといふ戦略は、ひとまず成功したと云える。

第2節 19世紀後半のパリ住宅市場

ミュルーズ労働者都市の経験は住宅改革運動に弾みを与え、労働者住宅の建設を提唱するピコ・シェイソン・シーグフリードらの拠り所となり、その戦略構想の核心をつくることに寄与した。パリにおいてもこの構想を実現することで労働者住宅問題の解決になるのではないかと考えられ、

7) カシューによれば、1880年代初め186住戸の居住者は736人の筈だが、実際には1,000人以上住んでいたという。というのは、50世帯が禁止されていた筈の又貸しをしていたからだという。当局もこれを黙認していた。その代わりに、又貸しをしないと約束した住民には家賃を減額した。[Cacheux, 1885, p35]

その具体的な検討が始まるのだが、それを述べる前に、19 世紀後半のパリの住宅供給事情に一瞥を加えておこう。

不動産金融と土地市場の形成

ナポレオン 3 世は、殖産興業のためには、「金融貴族（オート・バンク）」の弊害を除去する必要があると考え、1852 年に二つの金融機関を創設した。クレディ・モビリエとクレディ・フォンシエ（土地銀行）である。本稿の関心からは、後者がとくに重要で、クレディ・フォンシエはオスマン知事のパリ都市改造を金融面から支えただけでなく、パリの不動産市場の形成に大きく関与した。

オスマンの都市改造事業は主に道路整備事業を軸に展開され、三つに等級区分された地下に網の目状に下水道回廊が造られたこと前述の通りである。大規模な道路の新規開設と拡幅は、対象地域の土地と建物の収用を必要としたが、私的所有権の強いフランスにあっては、土地・建物の所有者には手厚い金銭的収用補償（オスマンの表現では「和解的調整」）をもって臨むほかに手だてではなかった。それは畢竟、莫大な収用費用を要することになっただけでなく、パリ市当局が収用し分画した土地の販売価格を押し上げることになった。

1850 年代はパリ市が直接収用・造成・分画を行なったのち、競売にかけられ、落札者がこの分画された地片を建築者や投資家、開発業者 *promoteurs* に譲渡する方式が採られた。だがこの方式はパリ市の事務負担が大きく、財政負担も莫大であったので、1860 年代には、パリ市が競売をおこなって開発業者を選定し、そこに事業全体を譲渡するという方式 *concession* が採られた。ところが、この方式では開発業者が入札に当たり保証金を積まねばならず、さらに工事が完了するまでの費用を手当てする必要など、財政負担が大きくなった。ここでクレディ・フォンシエが一役果たすことになる。すなわち、パリ公共事業金庫が、土地の権利の「譲渡証

書」を競落業者に渡し、業者はこれをクレディ・フォンシエに持ち込んで割り引いて貰うという方法で資金を調達したのである。オスマンはこのやり方で、議会に諮ることなく資金調達を確保し、他方、開発業者は膨大な自己資金なしで事業を請負うことができたのである。[松井道昭,1997, p300-302⁸⁾

こうした開発業者 - 今日的表現では大手デベロパー - のなかで特筆大書されるのは、「コンパニ・イモビリエール社 Compagnie Immobilière」である。同社は1856年に設立されたが、その資本金1,200万フランの半分を出資したのはクレディ・モビリエであり、実質的経営者はペレル兄弟であった。同社はまず、リヴォリ通り、ルーヴル街区、オペラ座界限、マルゼルブ大通り、モンソー台などの開発を手がけ、高級ブティックや高級マンションの建設とその賃貸経営で基礎を築いた。⁹⁾ その後同社は、クレディ・フォンシエより7,700万フランという巨額融資を受けて、1860年から63年にかけて、パリ市内各所に16万㎡という広大な土地を購入し、それを分画・造成し、建物を建築して販売した。同社が重点的に活動した第8区、16区、17区には、こうしてオスマン・タイプの豪壮華麗な建物が立ち並ぶようになったが、併せてその地価も僅かの間に2倍となった。

[吉田克己,1997, p164-168; Lescure, 1980, p15-19¹⁰⁾

-
- 8) このような「からくり」により、クレディ・フォンシエが融資した短期資金総額は、1862年から68年までの間に、4億4,700万フランにも達したという。[松井道昭,1997, p300-302]
 - 9) 例えば同社が、キャプシーヌ大通りとオペラ座前の広場に面する場所に建てた建物には、テナントを含む33のアパルトマンが入ったが、その平均家賃は年額8,342フランという途方もない高水準だったという。[Lescure, 1980, p44]
 - 10) コンパニ・イモビリエールの不動産投資はパリだけに限らず、マルセイユでもおこなわれ、吸収・合併した会社を拠点に、52万㎡という広大な土地を入手した。その費用は実に5,800万フランにも達したが、それは同社の躰きの石であった。というのは、実需とかけ離れた土地投機であり、このため同社の資金は固定化し、運転資金は枯渇し、やがて1873年に破産するに至る。[吉田克己,1997, p165; Lescure, 1980, p19]

世相が落ち着きを取り戻す 1870 年代から 80 年代初めにかけて、不動産会社の設立が相次いだ。大手不動産会社を挙げると、「ラント・フォンシエール社 Rente Foncière」、「リヨン土地会社 Sct. Foncière Lyonnaise」、「フランス・アルジェリア土地会社 Cie Foncière de France et d'Algérie」、「パリ建物会社 Sct. des Immeubles de Paris」などである。これらはいずれも株式会社の形態をとり、その株式を大手銀行が引き受けるかたちで信用を受けていた。例えば、ラント・フォンシエール社は、オスマン自身が社長の座にあり、クレディ・フォンシエに資本金の半分余を引き受けてもらっていた。また、リヨン土地会社は、四大銀行のひとつクレディ・リヨネの元取締役社長アンリ・ジェルマンが創設した会社だが、当然なことにクレディ・リヨネの融資を受けていた。[Lescure, 1980, p15-19]

これら大手不動産会社は、丸ごと一街区を開発することもあったが、第三共和政期には自らは土地の購入と造成・分画に限定し、建物の建築は中小の不動産会社や建築業者に請負わせるようになった。そして完成した建物を買ひ上げ、賃貸経営することに方針転換した。

中小不動産会社も設立が相次ぎ 1900 年頃には 253 社を数えた。[Jacquesmet, 1976, p12] これらは前述のように、大手不動産の下請けとして建物の建築を請負うほか、ときにはある特定の街区の開発と建築に当座的につくられた。後者の例では 1881 年に設立された「マルブフ街開発会社」がある。この界限はシャンゼリゼ通りにも近い一等地で、その 7 万 m² の開発は旨味があると同時に、開発費用の見積もり 3 300 万フランはリスクもあった。同社はクレディ・フォンシエと「バンク・イポテケール Banque Hypothécaire（抵当銀行）」から多額の融資をうけて、この広大な地域の開発を行ない、事業完了後に解散したのである。[Lescure, 1980, p20-22]¹¹⁾

11) 他には、後述する「モンマルトル不動産会社」などがある。ところで「バンク・イポテケール」（抵当銀行）というのは、クレディ・フォンシエのあり方に批判的なパリ割引銀行やクレディ・リヨネなど 7 銀行が共同出資して、1870 年代末に創られたもので、クレディ・フォンシエよりも幾分低い

中小不動産会社は会社形態をとっていても、その資本金は小額であり、ス・コントワールや大手不動産会社から金融的支援をうけて住宅を建築した。その出自も業態もさまざまで、建築関連職人や技術者らが合資的な会社をつくることもあったが、多くは建築請負業者 entrepreneurs の自営的な会社であったという。そして実際に住宅建築に当たるのはこうした中小不動産会社であった。次節でこれを概観するが、いま19世紀後半のパリの不動産金融を小括すれば、クレディ・フォンシエを頂点に、その下にその補助的機関としてス・コントワール、これとは対抗的なバンク・イポテケールが位置し、これに大手銀行も加わり、コンパニ・イモビリエール社などの大手不動産会社や中小不動産会社に融資業務をおこなっていた。こうして1860年代にはパリの不動産金融は確立し、同時に「土地商品化」が実現したと考えられる。付言すれば、この不動産金融の位階秩序は、不動産的富の吸い上げの回路としても機能しただけではなく、不動産不況や建築不況などで中小不動産会社が倒産すると、かれらが建築した建物はこれに融資していた大手不動産会社の掌中に還流する仕組みとしても機能した。¹²⁾

利率で不動産会社に融資した。[Lescure, 1980, p10, 16]

ついでに云えば、もうひとつ有力な不動産金融会社に「ス・コントワール Sous-Comptoir des Entrepreneurs」があった。これはクレディ・フォンシエの補助的金融機関で、専ら中小開発業者や建築請負業者を対象に、短期融資をおこなっていた。また建物完成時点で、融資業務をクレディ・フォンシエに移し替える仕組みをつくっていた。ス・コントワールは1882、83年頃には毎月550万フランという同社としては多額の融資業務おこない、パリ市内の新築建物の四分の一にも相当する1494棟の建築に関わったという。[Jacquemet, 1976, p19]

ところで19世紀フランスの金融業界の勢力地図は、金融貴族（オート・バンク）とこれに対抗するクレディ・モビリエ、クレディ・フォンシエという構図だが、そこには政治的な対立と抗争も絡んで、複雑な様相を見せる。上述のマルブフ街開発会社では、ライヴァル同士が協力したのであるが、その後も銀行間の離合集散があつて、一筋縄ではゆかない。

- 12) 例えば、フランス土地会社やフランス建物会社（パリ建物会社の後身）は、同社の所有地に建物を建築する請負業者らに融資して、1883 - 84年には経

パリの住宅市場

パリの不動産金融市場の形成と雁行するかたちで住宅市場も形成されてゆく。不動産会社により分画された土地に建てられた建物は、商業店舗にせよ住宅にせよ、利用者の便益を満たすという「使用価値」をもつだけでなく、地代・建築費・充用された資本の利子・維持管理費などから計算された「交換価値」をもつ商品となった。

第二帝政期に大手不動産会社が開発し建築した建物は、主にブルジョワ向けの豪華なものだった。コンパニ・イモビリエール社が重点的に開発したのは、セーヌ右岸の第2区、8区、16区、17区などで、これらの大通り沿いにはオスマン・タイプの華麗なファサードをもつ建物が建ち並んだ。これに誘引されてかつては都心などに散在していた富裕層は、次第にパリ西部に移り住む、いわゆる「棲み分け」が開始された。この時期、新築戸数にしめる労働者住宅の割合は55%と低位に留まっていたことからみて、労働者向けの住宅建設はブルジョワ向け住宅の付属品だったとも考えられる。[Topalov, 1987, p118]

第三共和政に入るとブルジョワ向けの住宅建設は一段落し、寧ろ飽和状態になった。高級住宅の家賃相場が横ばい状態であることがそれを窺わせる。[Lescure, 1980, p23, 図4]¹³⁾ 相対的に労働者向けの住宅建設は、旧市街ではなく新たに編入された街区、とくに18区で盛んになった。ジャクメは、19世紀最後の四半期にパリで活躍した3人の建築請負業者、ロビエール、フーキオ、バリカンの活動を紹介している。かれらは当座的な中

常利益の30~50%を稼いだという。[Lescure, 1980, p28] また、1883年後の不動産不況に際して、コンパニ・イモビリエール社とリヨン土地会社は、破産した中小不動産の所有していた250もの建物を手に入れたという。[Lescure, 1980, p75]

13) ス・コントワールの役員は1884年に、「新たに開発されたパッシー（16区）では、家賃が高すぎて借り手が見つからない。これに反し、18区のボワソニエ通りやドゥードヴィル通りでは、家賃は300から500フランと高くないので、借家人がたやすく見つかる。」と述べている。[Jacquemet, 1976, p24]

小不動産会社を起こし、「しばしば100㎡にも満たない土地を開発して分譲する」とか [Jacquemet, 1976, p32]、大手不動産会社が放棄した周縁部で、労働者・庶民向けの住宅建築を受けもった。[Lescure, 1980, p71-72] 後者の例を挙げると、フーキオは生命保険会社から出資をうけて「モンマルトル不動産会社」を起こし、クリニャンクールの25,000㎡の地所を開発した。そこに88棟を建築し、188店舗を含む3,000の住戸を造り、これをラント・フォンシエール社に売却した。[Lescure, 1980, p44, 67]¹⁴⁾ フーキオはさらに「クリシー通り会社」をつくり、前記のポワソニエ通りやドゥードヴィル通りなどに、労働者むけの住宅を建築した。またバリカンは、主に19区ベルヴィル街区の開発を手がけた。[Jacquemet, 1976, p24]

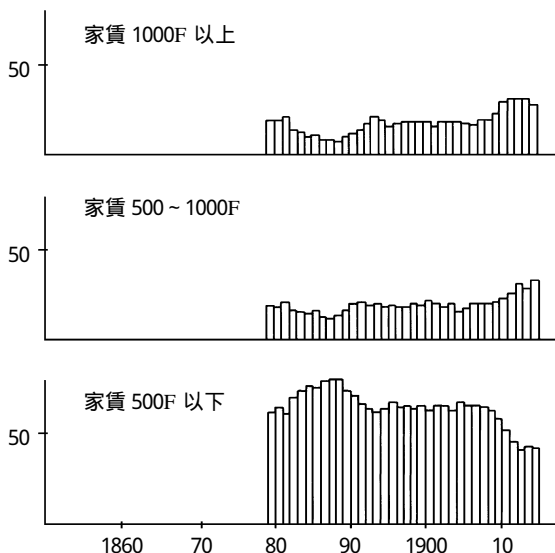
パリの労働者・庶民の街、例えば北部ではレ・ゼピネット、レ・グランド・キャリエール、ラ・グット・ドール、東部のシャロンヌ、ピクピュ、サント・マルグリット、南部のグルネル、プレザンスなどでも、旺盛な需要をうけて中小不動産会社による賃貸住宅が造られた。これらは一般に狭く小さな住戸だったので、侮蔑的に「家賃の小箱 *boîte à loyer*」と呼ばれたのだが、「それは十分に儲けの出る投資であった。」[Topalov, 1987, p125]

労働者・庶民むけの住宅建設は1880年代末葉までは活発だったが、90年代以降は停滞し、ベル・エポックの時代には、寧ろ中産層やブルジョワ向けの高級住宅の供給が再び増える傾向を示す。（図1参照）第二帝政期に顕著になった「パリのブルジョワ化」が、第一次世界大戦前夜にもう一段すすんだ観がある。

14) これは、当時の労働者住宅としては革新的かつ斬新なものだったという。建物は石造りのファサードをもち、上水とガスの供給をうけることができた。ここに構想では1万人が居住可能だったという。[Lescure, 1980, p44, 67] レスキュールによれば、そこには同社の賢明な計算があった、同社は、労働者街の開発を通じて、街区の変貌を策した、つまり、最も貧しい人々をそこから排除し、他方で、ここに住める人々の垂直的上昇を促そうとしたのである。それゆえ、家賃もかなり高めに950フランまでに設定された。[Lescure, 1980, p44]

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生（続・完）

図1 新築建物の家賃別分布 (1800~1941) (%)



出典：M. LESCURE: *Les Sociétés immobilières op. cit.*, p.53

こうした傾向が過大に解釈され、パリではブルジョワ向けの住宅建設が主体で、低所得者向けの住宅建設は蔑ろにされていた、住宅市場はうまく機能しなかった、と云われることがある。[檜谷美恵子, 1999, p172] だが、前述したように、中小不動産会社が主体となって労働者・庶民向けの住宅供給は続いていた。ただ、1890年以降パリでは労働者向けの住宅供給が相対的に鈍化したのである。これをどう理解したらよいのか。

それには二つの事実認識が関わる。ひとつは、パリ市内では市場原理に則った住宅建設では、労働者住宅といえどもコストと維持費が掛かり、経営的に旨味がなくなってきたという事実である。¹⁵⁾ もうひとつは、これ

15) 投資に対する純益は、中心部の商業地区では1区の3.57%、9区の3.9%であり、西部のブルジョワ地区では16区が3.02%、17区3.26%と概して高いが、パリ周辺の労働者的な地区、10区、11区、18区ではそれぞれ、2.52%、1.97%、2.55%と低い水準である。[Lescure, 1980, p62]

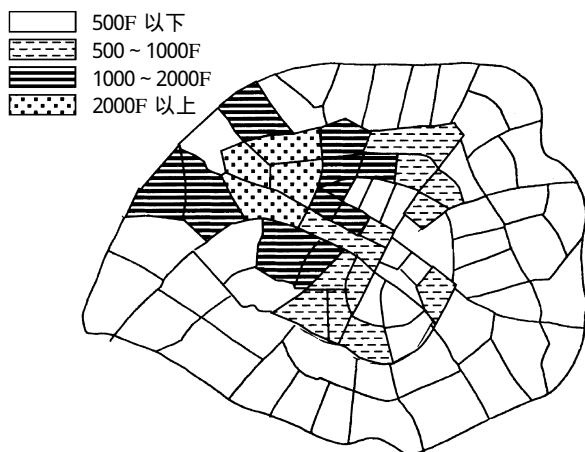
と裏腹の関係だが、労働者の家計に占める家賃の割合が上昇し、もはや「支払い能力」(いわゆる affordability)の限界に達したのではないかと、いうことである。労働・社会保障省の統計では、実質賃銀に占める家賃の割合は、1870年の18.4%が1890年には21.6%に上昇し、さらに1900年には23.4%、1910年には24.3%にもなった。[Topalov, 1987, p136] 実に稼ぎの四分の一が家賃支払いに費消されたのである。¹⁶⁾ この結果、労働者・庶民向けの住宅建設の舞台が、パリ市内から地価の安いパリ郊外に移ったのである。ペローは「パリの周縁街区に住めるのはもはや熟練労働者とある種の事務系職員であり、その他は郊外へと脱出するほかない。」と云う。[Perrot, 1979, p494]

それでもパリ市内には19世紀末に270万人からの住民が住んでいた。その大部分は労働者だからそれほど高い家賃は払えない。19世紀末、労働庶民と中産層を区分する分水嶺は年間家賃500フランであった。その分布は図2の如く、都心部の一部と西部が家賃1,000フラン以上の中産層とブルジョワの住む街区であり、それをぐるりと取り囲むように家賃500フラン以下の労働者・庶民の街区があった。さらによく見ると、2区の一部や3区、4区、5区など都心部も500フラン以下である。つまり、都心部にもいまだかなりの労働者・庶民が暮らしていたのである。確かにパリは全体としてみれば次第にブルジョワ化してゆくが、労働者の大群が「都市脱出 exode urbain」した訳ではない。かれらは都心部や周辺部の労働者街区にねぐらを見つけて住んでいたのである。

その便宜を与えたのが、継承不動産の所有者が所有地に建てた賃貸用の建物を増改築するという方法であった。地所に余裕があれば平面的に増築することもできるが、その余裕のない場合は「嵩上げ surélévation」とい

16) この頃から、今でも普通に使われる表現、「お金が掛かる生活 la vie chère」が、人口に膾炙するという。[Lescure, 1980, p136] 労働者家計に占める食費の割合は、この頃実に75%にも及んでいたと見られることから、家賃負担の重さが諒解されよう。

図2 パリ80街区における居住建物の平均家賃（1890年）



出典：M. LESCURE: *Les Sociétés immobilières en France au XIX^e siècle* p.44.

う方法がとられた。通常1階半ないし2階の嵩上げがなされた。これくらいの増改築ならさほど費用も掛からないから、土地や建物などを担保に不動産金融から融資をうけることもできた。「利子・家賃収入で暮らす小所有者 petit rentier」はこうしたやり方で、その経営を拡大しようとしたのである。その顧客は大部分が労働者とその家族であった。[Topalov, 1987, p167-168]

表1は、19世紀末30年間のパリの新築および増改築家屋数の推移を示すが、これを見ると、1880年代半ばまでは新築物件が増加したが、その後は新築が伸び悩み、増改築物件に凌駕されていることが分かる。パリ周縁部では、1階（地上階）にその家の所有者が住み、2階から上を労働者や職人に貸すという、昔ながらのパリの住み方をしている小家屋が残っていた。高さ制限に余裕のあるこうした家屋が、1階半、あるいは2階の建て増しをしたと考えられる。[Topalov, 1987, p176] こうしてパリの貧困街区でも建物の大型化はゆっくりと進行していったようである。¹⁷⁾ だが、こ

表1 パリの新築及び増改築家屋数の推移

(1872~1899)

年	新築	増改築	年	新築	増改築
1872	877	664	1886	1593	1532
1873	1392	1181	1887	1220	1467
1874	1258	1295	1888	1178	1363
1875	1160	1249	1889	1043	1353
1876	1034	1171	1890	1408	1802
1877	1078	1351	1891	1409	1434
1878	1800	2195	1892	1276	1259
1879	1383	926	1893	1430	1211
1880	1444	1246	1894	1415	1230
1881	1772	1304	1895	1361	1228
1882	1992	1680	1896	1415	1230
1883	2400	1883	1897	1389	1201
1884	2501	2015	1898	1168	1226
1885	1806	1868	1899	1091	1245

出典：G. Jacquemet; Problèmes immobilières à Paris, p. 25

うして増改築された家々が、採光や換気、上水道やトイレなどアメニティなどの点でかなりの問題を孕んでいたことは確かである。都心の3区や4区に結核が猖獗を極める地区が「発見」されるのは、その証左である。

第3節 住宅改革の思想的系譜とその戦略

ミュルーズ労働者都市の経験は社会改良家や開明的経営者などブルジョワジーに好感をもって迎えられた。大局的に云えば、それは二月革命に噴出した労働者の社会主義的思潮や運動と、皇帝ナポレオン3世の国家主義

17) パリの一棟当たりの住戸数は、新築と増改築の区別は不明だが、1879年の44戸から83年には89戸に一挙に増えた。[Topalov, 1987, p124] オスマン・タイプの家屋は平均して6階から8階であるが、大ブルジョワの住む16区、オトゥーユ、ミュエット、8区モンソー台の大邸宅(hôtel des particuliers)は、2階もしくは3階建てが多く、また貧しい街区の建物も概して2,3階建てが主流だという。[Topalov, 1987, p176] 当然だが、都市空間の利用の仕方は、階級により異なる。

的介入，その双方に一定の抑止力をもつと思われたからである。具体的に云えば，「家族 famille」が憩える空間，つまり「家庭 foyer」を再建し，これを核に労働者の陶冶と「道德化 moralisation」を達成する道筋が見えてきたのである。住宅の形態では，兵舎タイプの集合住宅ではなく，「独立した小家屋 pavillon」がよく，さらに「庭園 jardin」が付いていることが望ましい。また，純然たる賃貸よりは「分譲方式 location-acquisiton」がよい。というのは，その方式は労働者に貯蓄や節約の習慣を身につけさせ，ひいては「財産の所有者になれる」からである。さらに，こうした事業全体が，国家の要請ではなく，徳のある企業経営者たちの「自発性 initiative privée」により達成されることが肝要である。すなわち，教養と財産を備えた有徳の人々の自発的な労働者福祉事業が，住宅問題の解決だけではなく，社会秩序の構築に資すると考えられ，受け容れられたのである。

以後 20 世紀初めまで，ミュルーズ労働者都市の経験は理想化されて，労働者住宅など労働者福祉事業を通じて社会改革を訴える人々の公準となった。その理論的指導者がフレデリック・ル・プレエであった。以下簡単にその思想の骨格をまとめる。

フレデリック・ル・プレエ

1806 年ノルマンディ，オンフル - ル近傍の寒村に生まれたル・プレエは，サン・シモンの思想的洗礼を受けたが，これに疑問を抱いた。若くして『鉱山年報』の編集に携わったことで，坑夫など労働者の実態に関心をよせた。以後 25 年間，広くヨーロッパの現地調査を手がけ，近代的な工場労働者だけではなく，農民，職人，自営業など勤労者一般の家計調査をおこなった。その集大成が 1855 年に刊行された『ヨーロッパの労働者』である。かれはこのなかで，個人ではなく，家族こそが社会の基本単位である，と捉えた。それは，個人解放とその徹底的な自由を保障したフランス革命の思想とある意味で対立するものであった。すなわち，ナポレオン

法典は、相続における男女の区別や、長子とそれ以外の子どもとの区別もない「現物均分相続」を認めていたからである。だがル・プレエは、この均分相続を鋭く批判した。それは農地の細分化を招き、家業の衰退を招きかねない、そうして「不安定家族」をつくり、貧困を生み出すと主張し、代わって「家長が選んだ子どもの一人に家産を一括相続させ、この相続人が両親と同居して三世代同居の生活を営む」のが、安定と自由を両立させる最善の道である、と説いた。[廣田明,1992, p52-64]¹⁸⁾

さて我々の関心からは1864年に刊行された『社会改革』が重要である。これは全2冊の大著だが、その内容を掻い摘んで要約したい。まずル・プレエは機械文明の発達が商工業のあり方を変え、コストを低減し、労働需要を創り出したと評価する。だが機械文明は、「この2世紀来、西洋の人々の間に生じたモラル秩序の混乱を、軽減することに繋がらなかった」。それどころか、エリートらに、物質的秩序を重視するという世界観を与えたと云う。[Le Play, 1864, I p5]

つぎにル・プレエは「善き社会实践」を担う人々を探し出していく。子どもを沢山生み育て世に送り出す健全な家族こそが、家族の掟を守り実践している人と云えるのだが、「労働大衆は日々の賃銀を稼ぎ、生活の資を得ているが、かれらには教養もその機会もないために、この掟を実践していない。中産層の大部分は稼ぎに専念して、公益という感情が押しつぶされている。有閑有産階級は、財産をおのれの趣味と食欲を満たす手段としてしか見ていないので、その実践はない。」と切って捨て、こうした資格を備えているのは幅広い実業をしている大商人や大工業家である。「かれらは入り混じった社会の事実のなかから、鋭敏さをもって真実を見つけ出

18) ル・プレエの限嗣相続とその決定権は父親にあるという考えは、通常「遺言の自由」と云われているのだが、かれはこれを実現するために法改正の努力を執拗に展開したようである。まず1865年に、さらに69年に議会に法改正を提案したが、ともに否決された。[廣田明,1992, p68] フランス革命の原則を転換させるかれの「遺言の自由」は、男女同権と個人の自由が確立した近代市民社会では到底受け容れられなかったのである。

す能力を備えている。」と高く評価する。[Le Play, 1864, I p38-41]

かれらの善き社会实践については後段で詳しく扱うが、その前に「所有」と「家族」をル・プレエはどう見ているか。所有は、旧体制下では主に集団的であったが、今日では個人的所有であり、それは労働と貯蓄の報酬である。だから「所有は自由業や知的職業などよりも稔り豊かであり、現代文明の第二の基礎である。」と述べる。[Le Play, 1864, I p97-98] だが我々が期待した「所有から自由」になった人々の処遇については特に語らない。

他方家族については能弁かつ豊穰である。家族は目下危機に曝されている。「家族は、科学、正義、自然権の名において絶対に否定されることのない唯一の制度である。それは所有以上に、有無をいわさぬ仕方ですらの価値を認めさせる」と。[Le Play, 1864, I p166]

ル・プレエによれば、家族重視は父権尊重と何ら矛盾しない。「家族の安寧を確実にする最良の手段は、その長に個人の資格で無制限の権力を付託することである。遺言の自由は実際に稔り豊かになるのは、遺言なき法 *loi ab intestat* による補完があるときのみである。それは、つまり家族の永続的な利害によってのみ動かされるということである。」と。[Le Play, 1864, I p167]

かれは、家族を三つのタイプに分類する。東方世界で支配的な「族長的家族」、「株家族」、「不安定家族」がそれである。「不安定家族」は現在の西欧社会で見られる労働者の家族である。それは分割された財産の所産であり、元は両性の結びつきでつくられ、子どもの成長とともに大きくなる。しかしやがて子どもが自立し結婚して外に出てゆくと小さくなる。両親はすべての義務から解放されるが、やがてかれらの死とともにこの家族も解体する。子どもは勝手に独立し、両親の扶養義務からも離れる。才能があればより高い地位に就くこともできるが、反対に何かの拍子に惨憺たる境遇に落ちぶれることもある。なぜなら救済の契機がそこにはないからであ

る。この不安定な家族の形態から、ポペリズムが生ずる。

「株家族」はこれら二つの家族形態に固有の欠点を回避しようと、ル・プレは云う。遺言の自由が、全部の財産を選ばれた一子に相続させるといふ賢い慣行により、両親の意思を優先させる。「これは生まれた状況に満足している者にも、社会階梯を昇ろうとする者にも満足を与える。それゆえ、父の権威、子どもの自由、新しさの探求、伝統の尊重ともうまく和解するという。[Le Play, 1864, I p168-170]

ル・プレの言は現代の我々日本人にとっても示唆に富む。かれの云う「不安定家族」は現代の「核家族」に相当するが、その不安定さは我々も痛感するところである。だが、19世紀のパリで、あるいは20世紀の東京で、三世同居の「株家族」は可能だろうか。それはともかく、株家族で果たして社会的貧困 *paupérisme* を回避できるのだろうか。この点をル・プレに見てみよう。

かれは社会的貧困は本質的に偶発的な原因によるものだ、という。かつての共同体社会に埋め込まれた、さまざまな不幸や悪の緩和装置が、現代の都市にはない。「現代の機械化された工業が、旧来の手工業や家内生産を破壊し、族長的支配を支えその周縁にいた人々を引き寄せた。」こうして株家族は破壊され、かつては徳もあり先見性もあった人々は都市の工業に引き寄せられ、腐敗と墮落の環のなかに入ってゆく。これに拍車をかけるのが周期的な不況とそれに伴う失業であるが、都市には農業という逃げ道もないし、困窮の緩和策もない。

「父親は労働の義務から逃れ、エゴイスティークで粗野な愉しみを求めて家を出る。母親は労働者の状態にまで貶められ、家庭を空けて売春に耽るか、正直にも辛い仕事に耐える。子どもや若い娘たちは年端も行かないときから辛い仕事に従事して、次第にその日暮しと悪徳に染まってゆく。年老いた両親は耐乏と不節制で歳より早く体が弱り、貧窮のうちに平均寿命前に死んでゆく。」[Le Play, 1864, II p20]

長年労働世界の実態調査を手がけてきただけにル・プレエの筆致は、都市における貧困を見事に描き出している。そしてこれは市場経済システムの負の作用だと云う。「それは人々を文明の外に置いている。宗教，所有，家族の善き作用を無にしている。親族関係の崩壊と家庭の秩序の乱れは，いつでもこの災禍の徴候である。家賃を取られ，快適さや衛生に不可欠な設備をもたない住戸は，家族が人間的尊厳という感情を失っていることの証しである。」と。[Le Play, 1864, II p20]

東方世界や旧体制下の族長的組織がポベリスムの予防装置や救済装置をもっていただけるといって，それを現代フランスで模倣することも再興することもできない。「共同体的所有はいまや私的所有にとって代わられたし，労働共同体も溢れ出た自由な労働に代わったのだから。」[Le Play, 1864, II p25]¹⁹⁾ ル・プレエは，産業文明の隆盛する現代にふさわしい貧困撲滅策は，「自発的な庇護 *patronage volontaire*」にしかないという。それは企業経営者 *patrons* による「自発的な」労働者の保護と哺育の体制であり，その結果としての労使の互恵的な関係構築である。経営者は手堅く用心深い経営を心がけ，雇用の安定を優先すべきであり，好況だからといって増産と新規の雇用は控えるべきだ，反対に市場が収縮したからといって従業員

19) ル・プレエはこの観点から二月革命を批判する。二月革命は緩やかにポベリスムの問題を提起したが，政治家らが与えたのは一時凌ぎの解決策であった。つまり労働の共同体を選んだのである。それは一見したところ人民大衆が抱いた熱情と両立した。だがすぐに人々は，それが社会組織化の一般的な方策とはなりえないことを理解する。なぜならそれは族長的な組織に固有の欠陥を生み出すことが明白だからである。つまり，個々の人間の違った才能に，等しく報酬を与え，各人の感情を傷つけ，人間同士のコンタクトを困難にしたからである，と。[Le Play, 1864, II p25]

ここでル・プレエが云う労働共同体とはかの国立作業所である。それは解決策とも云えぬほどの一時凌ぎであった。高邁な理想を掲げた初期社会主義者が，現実政策の構想力では如何に貧しかったが分かる。それは，19世紀前半のフランス福祉行政の単なる踏襲でしかなかった。19世紀前半のパリの福祉行政は，病院，ホスピス，福祉事務局による在宅救済を柱に展開されたが，健全な貧民には労働機会の提供という意味で，慈善作業所や紡績作業所，授産施設などが国や自治体により開設されたのである。[大森弘喜 2004, p16-28]

を誠首することは避けねばならない。「そうすることで経営者は従業員から尊敬と献身を享受できる。また従業員はどんなことが起きても、愛情ある保護を経営者に期待するようになる。こうして労使双方が精神的な満足を得たときに、両者の関係は稔り豊かになる。これが利益と愛情の自発的な関係である。」と。[Le Play, 1864, II p26-27]

両者の関係は「互恵的」と上述したが、ル・プレは「対等ではない」と明言する。経営者が率先垂範しておこなう事業を、「従属者 *subordonés*」たる従業員は受け入れ従うことを求められる。経営者がとくに為すべきことは、前述の雇用安定であり、労働者家庭の構築支援が続く。経営者は、労働者が株家族をつくり、「ひこばえ」を育てるために、必要ならば「家庭 *foyer*」を与えねばならない。ここに労働者住宅の建設が経営者の責務であるとの認識が表明される。ル・プレは家庭における労働者の妻の役割を強調する。彼女は食事、裁縫、家の手入れ、菜園や家禽の世話、子どもの躾、そして家計の切り盛りなどをせねばならない。したがって労働者の妻が外働きをすることは、戒めねばならぬと云う。[Le Play, 1864, II p27-30]

経営者はまた従業員の教育にも心を配らねばならないという。とくに児童と若者、娘たちには信仰心を植え付け、肉体的な欲求の満足に代わる文学、科学、芸術的な教養を身につけさせることが重要である。とくにル・プレがしきりに云うのは、若い娘たちの純潔の教えである。不用意で慎重さを欠く結婚は不幸を招く、自分で獲得した道具や財産、住宅を持ち、しっかりとした価値観をもつものだけが、結婚の資格がある相手なのだという。[Le Play, 1864, II p29-30]

階級対立の社会を調和ある社会へと変えるには、このような労使の協動的で互恵的な関係を構築することが土台となる。その主導性は、富と見識のある経営者の双肩にかかっている。経営者らはそのための組織をつくり、この改革を実行する使徒になるべきだとル・プレは云う。[Le Play, 1864,

II p32-33] 翻ってル・ブレは国家の介入には否定的である。フランスの経験に照らせば、私的な関係に国家が介入することは、経営者による労働者庇護の事業に混乱をもたらし、事態を悪化させるだけだとしてこれを斥ける。[Le Play, 1864, II p35]

ル・ブレ『社会改革』の骨子は上述の如く要約できるが、この著作は1856年に創設されていた「社会経済学協会」の綱領的文献として評価され、以後ル・ブレの思想と学問は「社会経済学 l'économie sociale」の骨格を形成した。²⁰⁾ この学派は、調査・研究モノグラフィの学術雑誌として1857年には『両世界評論 *Revue des Deux Mondes*』を、1881年には『社会改革 *La Réforme Sociale*』を創刊し、社会改良家、企業経営者、インテリゲンチャーに抜き難い影響力を与えた。1865年に社会経済学協会には、「社会的権威」と目される人々が300名も加入していたという。[廣田明, 1992, p61] その主力は企業経営者たちだが、ル・ブレの思想の伝道者となり、後の低廉住宅の生みの親となったのは、ピコ、シェイソン、シーグフリードの三人であった。

20) ル・ブレは次の如く云う。社会的貧困の緩和・除去の方法はイギリスとヨーロッパ大陸とは異なる。イギリスでは食物と衣類あるいはカネを与えて快適を確保しようとするが、大陸では個人の自立を促すことを主眼としている。「人生の予測不能な出来事に耐えるには、貯えをもつことが肝要だ。モノやカネを与えても、それは消費してしまえば何の足しにもならない。だから救済の眼目は、目先の物質的な満足を広げることよりも、所有（財産）が作りだす精神的なゆたかさを生み出すことが大事である。」と。[Le Play, 1864, II p34]

ル・ブレのイギリス救貧行政史の理解が当を得ているかは疑問が残る。またその「社会経済学」も、「政治経済学」と基本的性格は変わらないようにみえる。自由主義経済、国家介入の否定、個人と私的所有の尊重などは共通する原則であろう。ただ、「社会経済学」は、R. H. グランが云うように政治経済学よりも規範的 *normatif* ではある。[Guerrand, 1967, p283] つまり哲学とモラルがあることは確かである。具体的に云えば、恵まれない者や貧しき者の境遇改善、とくに貧困を、社会の上位者たる企業経営者や篤志家などの善行で解決を図ろうとする哲学である。これが *patronage*, *paternalisme* あるいはもっと広く *l'initiative privée* と呼ばれるコンセプトである。

ピコ、シェイソン、シーグフリード

かれら三人が師のル・ブレの教えをそのまま踏襲した訳ではないが、そのエッセンスは三人に継承された。すなわち、共有された認識は、「家族と家庭」の重視、「所有権取得」の促進であり、その社会事業を担う企業経営者の使命覚醒である。

ジョルジュ・ピコはその主著『社会の責務と労働者住宅』のなかで、前章で述べたようなパリにおける民衆の劣悪な住環境を盛り沢山の事例をもって述べた後に、陽光も換気も不十分で、トイレとゴミの悪臭にまみれた陋屋が伝染病の温床となっているばかりか、その住民の精神に悪影響を与えていると指摘する。人生のさまざまな誘惑から男を守る家庭がなければ、健全な庶民も社会もつukれない、不幸な人々がこのようなあばら家に住んでいては子どもの教育もできないし、父親の酒場通いという「不節制」を止めさせることもできないと語る。[Picot, 1885, p43]

その解決策のひとつは、ミュルーズやル・アーヴルに見られるような健康な住宅を労働者に与えることである、そうすれば、すべてが各々の場所を見つけて落ち着く、父親は家庭生活を楽しみ、家庭への愛着をもつことができるだろう。「工場仕事が終わる夕暮れに労働者都市を訪ねてみなさい。あなたは労働者が庭師のように庭の土を鋤き、昔は酒場で費やしていた時間を自分の庭につき込んでいる姿を見るだろう。」と語り、ミュルーズ労働者都市を理想として描いている。[Picot, 1885, p46-47]²¹⁾

21) ジョルジュ・ピコ Georges Picot (1838-1909) の生涯と学問のおよび社会活動の業績については [De Foville, 1910] が詳しい。これによれば、パリの法曹家の家に生まれたピコは、パリ大学法学部を卒業後セーヌ県の判事補となる。七月王政の行政管理官だったモンタリヴェ伯爵が、二月革命後ピコの近隣に移り住んできた縁で昵懇となり、やがてその娘と結婚する。かれは伯爵のサロンを通じて、知的エリートや高位高官の知己を得る。傍ら歴史研究を続け、三部会に関する膨大な書物を著し、この業績で1878年に「道徳・政治科学アカデミー」の会員に推挙される。ところで、ピコは剛直廉直の士だったらしく、普仏戦争敗北後には国防軍に志願し、ヴェルサイユとパリの間を何度も往復して、ティエール元帥の命令を海軍元帥に伝える危ない役目を果たしたという。

ル・プレエの恐らくもっとも忠実な弟子がエミール・シェイソンである。22) 1867年のパリ万博でル・プレエの社会経済学の展示を手伝ったシェイソンは、ル・プレエに深く傾倒し、労働者階級の境遇改善わけても住宅改善に熱意を示した。1886年におこなった「フランスと外国における労働者住宅問題」と題する講演のなかで、かれも家族と家庭の重要性を力説している。「家族こそが人間社会の真の分子であり、それが傷ついていないかどうかで、幸不幸が分かれる。家族は抽象的、観念的な存在ではなく、生きた実在であり、空中に漂うことはできない。家族にはしっかりとした土台が、物質的な支えが必要である。それが家である。」と。[Cheysson, 1886, p6]

労働者の目を覆わんばかりの住環境のひどさが、そのモラルの崩壊をひき起こすという図式もピコと同様である。「住居の狭さが恥ずべき猥雑さ

かれの政治生活は、法務大臣デュフォールの補佐役となって始まるが、大臣がパリコンミュン参加者の特赦と政教分離政策に反対すると、ピコも連座してその職を辞した。かれは自ら議員となる道を選んだが、「アカデミイの礼服は民衆からは嫌われた」し、選挙民に嘘やおべっかを云えない清廉潔白な性格も災いして、三度違ったところから立候補したものの三度とも落選した。だがかれの隣人愛は他のどんな感情よりも強く、人権と自由を守る運動に後半生を捧げ、パリ人道主義協会、社会経済学協会、ミュゼ・ソシアルなどで要職を務めた。[De Foville, 1910, p26-45]

ところでピコのミュルーズ労働者都市への思い入れは殊のほか深く、別の講演では次の如く語る。「では我々の先導者は誰かと云えば、それはアルゼスのジャン・ドルフュスとミュルーズ工業協会である。そこにこの（経営者による社会事業）思想が芽生え、最初の努力が試みられた。そこでは、労働、希望、祈りの三つの力が結合した。賞賛さるべきは、経営者が労働者を愛しただけでなく、その再生のための諸制度をつくったことである。」と。[Picot, 1890, p658]

- 22) エミール・シェイソン Emile Cheysson (1836-1910) は、ニームに生まれ、パリ・テクニクとボンゼ・ショセ（橋梁道路）学校を卒業すると、ランスで職業生活を始めたが、早くも1878年にはボンゼ・ショセの技師長となる。その数年前にはシュネーデル社ル・クルーゾの工場長を務め(1871-74)、従業員に所有権の取得と協同組合の結成を勧めている。19世紀末には半ば公的な組織の要職を兼任したが、なかでも、公衆衛生・公衆医学協会とアルコール中毒撲滅国民同盟が注目される。[Frey, 1995, p106, 116; Carbonnier, 2008, p39]

promiscuité のなかで暮らすことを余儀なくさせ、品位や慎みの規範を喪わせる。」その結果、父親は家を嫌い居酒屋に直行するようになる、と。[Cheysson, 1886, p23] その対策は労働者に庭付きのメゾネットタイプの住戸を与えることだという。しかも「契約上の賃借人ではなく、家の所有者であるときのみ、家はその全ての徳をもつ。健康で快適な家をもてば労働者は、じきに酒場への道を忘れてしまうだろう。そして今や己の義務を自覚し、折り合いをつけるだろう。」と。[Cheysson, 1886, p29] ここでもシェイソンの脳裡に浮かんだのは恐らくミュルーズ労働者都市の姿であろう。

ジュール・シーグフリードは先の二人と同年代だが、かれらが学校エリートだったのに対し、実業界から政治の世界に身を投じた実践の人であった。²³⁾ かれは生地ミュルーズの労働者都市に痛く感動し、1871年にはそれを手本に「ル・アーヴル労働者都市会社」を興し、理論を実践した。その実績を踏まえて著された主著『貧窮、その歴史・その原因・その処方箋』 - この著作はドルフュス夫人に捧げられた - のなかで、シーグフリードは貧窮の原因をとりわけ労働者の教養の無さと無知に求めている。それは裏返せば「先を見通すことのなさ *imprévoyance*」でもあり、どんなに稼いでも酒場通いなど遊興に費やしてしまうことや、安定した稼ぎの無いのに早すぎる結婚をし、子どもをもうけてしまうことがそれだという。

[Siegfried, 1879, p48-50]

かれは貧窮を抜け出る最良の方法は個人のモラル改善であり、その主役を担うのは労働者の妻であると主張する。「男を教育し、導き、一人前にするのは労働者の妻である。〈中略〉働き者で質素で儉約する妻は、家

23) ジュール・シーグフリード Jules Siegfried (1837-1922) は、ミュルーズに生まれ、兄と綿花輸入業を営んでいた関係で、港町ル・アーヴルに事務所を持っていた。普仏戦争後、アルザス・ロレーヌの一部がドイツ領に編入されると、生地を離れル・アーヴルに移り住み、そこで活動を展開した。やがてこの町の市長に選出され、さらに下院議員にも選ばれ、ル・アーヴルの社会事業だけでなくフランスの労働者住宅運動のリーダーとなった。[Carbonnier, 2008, p39]

の中をきちんと保つ術を心得ており、より真面目で教養のある次の世代を準備するだろう。それが縷々のべた労働者の欠点や不品行を最良のやり方で打ち砕くだろう。」と。[Siegfried, 1879, p50]

労働者の妻の役割を強調したル・プレと同じ認識が、シーグフリードにもあったことが分かるが、このモラル改善の有力な手段が、住宅取得であった。かれの創ったル・アーヴル労働者都市会社は、100~120㎡の敷地に、共有する壁で背中合わせになった建坪 50㎡の二戸住宅を建築費 3,000~3,600 フランで、最初は 70 住戸、次いで 40 住戸建築した。ミュルーズよりも地価も建築費も高かったので、建坪も幾分狭くなったが、各住戸は 2 階建てで、1 階に台所と食堂、2 階に 2 室をもち、前庭と物置のある裏庭が付いていた。入居者は頭金 300 フランを払った後に、10 年償還または 20 年償還のコースを選んで、毎月の家賃と償還金を払い込み、満期後に家の所有者になれた。[Siegfried, 1879, p211]

シーグフリードもまた「所有権の取得」が労働者のモラル向上に役立つと確信している。「所有者になれるという希望が、如何に人を勤勉にし、節約し堅実にするか、そうしてかれの生活が如何に活動的で楽しいものになるか、分かるだろう。住民が満足と平和と家族の真の喜びを満喫している姿を見るには、夏の夕方か日曜日に労働者都市を散歩してみるがいい。」と。[Siegfried, 1879, p211]

かれが薦めるのはこじんまりとした労働者都市である。大きな住宅団地や大きな兵舎型住宅はかれの考えでは不適であった。なぜなら「それは家族の生活を壊し、自分の家に住んでいるという感情を壊すからだ。互いに離れた小さな家、家族だけの心休まる場所を造るべきである。」と云う。[Siegfried, 1879, p212]

ル・プレの推奨する企業経営者による労働者の「自発的庇護」は、ピコ、シェyson、シーグフリードらには「個人の自発性（主導性）initiative

privée」という観念で継承された。それは「公的権力による社会・労働分野への介入忌避」と表裏一体をなす思想であった。時の政治状況に照らして云うなら、ジュール・ゲードら社会主義者らが求めた「労働者主義」 - ピコらは「国家社会主義」と呼ぶ - との対決姿勢でもあった。

ピコは、「個人の自発性をもっとも教養があり、財産を持ち、伝統的精神を代表する人々から発揮されるので、なおさら保守的な利害には好都合なのである。」[Picot, 1885, p2] と一般論を述べた後に、国家が広く社会・労働行政に関わることに警戒の目を向けて云う。「国家に、人々の苦しみを根絶する責任を負わせること、それがすべての社会主義理論の魔法の公式である。」と。[Picot, 1885, p56] 人生のあらゆる段階で労働者に保護の手を差し伸べる国家、一種の「世俗的神の僥倖 providence laïque」と云ってよいが、このような「貧窮を絶滅させるべく定められた理想国家とその体制は、その最初の効果は人間の努力を根絶してしまうことである。」と、その危険性を批判する。[Picot, 1885, p60] これは後に「福祉国家 Etat providence」とも一脈通じて、考えさせられる指摘である。

ピコは経営者に対して、「エゴイズムの狭隘な忠告に耳を傾けてはならない。あなたが雇用している人々の物質的な苦しみと精神的な必要を絶えず思い起こすように。」と説き、ル・プレエのいう「自発的永続的な契約体制」の構築にむけて行動を起こすよう求めた。[Picot, 1890, p659]²⁴⁾

さて、ル・プレエの教えにもっとも忠実な弟子であったシェイソンは、社会の良い健康状態をつくるには、安定した労使関係の構築が鍵であると

24) 経営者の自発性に基づく社会事業であっても、それは「施し」であってはならず、労働者の自発的参加を求めねばならないとピコはいう。住宅を建設して労働者に「無償」で与えては却って労働者のためにはならない、家賃をとることで借家人は自由になれる。同じことは老齢・退職年金制度でも云える。経営者だけが財政負担をしてこれを支給する制度も、また一方的に賃銀から天引き醸出する制度もよくない、自由な醸出制に改めよという。この点でドイツの強制保険制度には懐疑的であり、自由なフランスでは「強制」を原則にしてはならない、と主張する。[Picot, 1890, p654-658]

確信していた。その観点から、経営者の義務を幾つか列挙しているが、その論拠として金言 «Noblesse oblige.» 「貴族たるものは貴族にふさわしい義務を負っている」、あるいはそれを拡大して、「Toute supériorité oblige.» すなわち「財産、才能、美貌、出生、インテリジャンスに恵まれたものは、社会に果たすべき義務を負っている。」をおいた。端的にいうなら、企業経営者は何千、何万という労働者を土地から引き離して貧窮の淵におとし入れ、飲酒癖と結核の餌食としたのだから、いまやその救済に自発的に乗り出すべきだと云うのである。[Cheyssou, 1906, p132]²⁵⁾

シェイソンも「個人の自発性」という社会経済学の基本路線を逸脱することはないが、労働者住宅建設には公権力による「軽い刺戟」があってもよいのでは、と柔軟な考えも示す。というのは、企業経営者の自発性は鈍いからで、これを促す意味で、地方自治体あるいは国が労働者住宅の建設に何らかの支援をしたらどうかと考えたのである。例えば、建設会社への低利融資や各種税の減免措置などがあげられると、かれは云う。[Cheyssou, 1886, p35]²⁶⁾

最後にシーグフリードだが、かれは自らル・アール労働者都市会社を創設したくらいであって、何よりも「イニシアティブ・プリヴェ」を実践した人であった。その事業の狙いは労働者のモラル向上と所有者への転化、つまりブルジョワ化であり、最終的には自由主義秩序の安定であった。かれは云う、「あなたがたは、幸せな人々と真に保守的な人々を同時に作りたくないと思わないか。貧困と社会主義者の誤りとに同時に戦い勝利したい

25) [Cheyssou, 1906, p117-137] これとほぼ同じ内容の論文が、*Réforme Sociale* に掲載されている。[Hans, 1905, p48-67] もしかしたら、後者はシェイソンがペンネームで書いたものかもしれない。

26) シェイソンが考えている財源は「人民の貯蓄」である。この構想は1894年のシーグフリード法などに採用されることになる。シェイソンは、こうした公権力への依存が、個人の自発性や主導性を「意気阻喪させたり、それに取って代わるようなことがあってはならない。また社会主義とか公的介入 *ingérence* といった非難を浴びることのないように、細心の注意を払わねばならない。」と釘をさす。[Cheyssou, 1886, p36]

と思わないか。秩序の保障，道徳性，政治的，社会的な穩健の保障をさらに確実にしたいとは思わないか。」と訴えるのである。[Siegfried, 1879, p211]

シーグフリードは外国における労働者住宅建設の実態にも目配りを怠らないが、イギリスの1890年法と1899年法にはかなりの関心を寄せている。1890年法は、スラム・クリアランスとその跡地に、収用された人々の少なくとも半分は収容できる住宅建設を自治体に認めたものである。ロンドンはこれを利用して6,000万フランを投じて、不衛生住宅を撤去し、そこに7,000住戸を建設し、4万人を住ませた。その他の都市もこれに倣ってスラム・クリアランスに成功した、とかれは云う。また1899年法は、自治体が個人に住宅建築資金を融資するもので、1万フランまでの住宅を対象に、その4分の3までを限度に5%の利子率で貸し付ける「持ち家促進」制度であった。これは今日の表現では「自治体社会主義」と云われるものだが、シーグフリードは、「イギリスはこれまでずっと個人の自発性の国で、政府の役割は他の国々よりも控えめであったが、今や有益な改革をおこなうためには抽象的な原則を放棄することも躊躇わなかった。」と驚きの声を挙げている。[Siegfried, 1904a, p223-225: do, 1904b, p13-14] シーグフリードがこれをフランスにも採用しようと思ったかどうかは、定かではないが、社会的要請はその方向に向かっていることは後段で見る通りである。

シェイソンにせよ、シーグフリードにせよ、「イニシアティブ・プリヴェ」を基本戦略としながらも、20世紀初めには軌道修正を迫られているのを感じ始めている。それを述べる前にこれら三人の努力が結晶し、低廉住宅が誕生する1889年パリ万博を見ておこう。

第4章 低廉住宅の誕生と展開

ミュルーズ労働者都市の成功は、同じように労働者の住宅問題と「モラル喪失」に悩み、その解決策を模索していた大手企業や地方都市に導きの糸となり、同種の試みを誘発した²⁷⁾。これらの経験を総括し、ひとつの政

- 27) そうした事例を二つ紹介しよう。ひとつはチョコレート製造業ムニエ Menier が、モー市近郊ノワジエルに造った労働者都市である。かれはチョコレート製造で財を成し、ゴダンやドルフュスに倣って労働者福祉事業を展開した。労働者都市建設のために、息子をイギリスに赴かせて労働者住宅を視察させる傍ら、ミュルーズ労働者都市を設計した E. ミュレルにも助言を仰いだ。20ha の敷地に、地下室と屋根裏部屋つき 2 階建ての住戸を、世界で初めて金属の骨格を用いて 200 戸建設し、これを従業員に貸与した。1 階にはかまどと流しのある台所と一部屋、2 階には両親の寝室と子どもの寝室が用意され、各部屋には箆笥と暖炉の煙管が配され、窓には錠戸が付いていた。また庭には物置小舎もあった。上水は外の里程標型共同泉水から汲んで利用した。トイレは、ゲランの文献では「可動式ティネット」(樽)とされているが [Guerrand, 1989, p45]、最近の研究では、最初はそうだったが、後に「簡易式の水洗トイレ」に代わった、という。排泄物は自然勾配を利用して一旦汚水槽に集められ、そこからポンプで汲み上げられて畑に撒布された。[Carbonnier, 2008, p156]

当時としては画期的なこの労働者都市の建設には多大な費用がかかり、1 住戸あたりの建設費は 5 000 フランだった。その家賃は利子率 4% とするなら 300 フランだが、ムニエはこれを半額の 150 フランで貸与した。かれはミュルーズの分譲方式つまり「所有権の取得」を採らず、低家賃でずっとそこで暮らせる方が労働者には都合がよいだろうと考えたという。[Guerrand, 1989, p45; Picot, 1891, p299] 付言すれば、ムニエは、1876 年にモー市から下院議員に選出され左翼陣営に属して活動した。

他のひとつは、パリの「パッシィ・オトゥージュ労働者住宅会社」である。E. カシューは、ミュルーズの経験をパリに移植しようとして色々試みたが、もっとも成功したと云われるのがこの会社である。かれは、1880 年に、上院議員ディエ・モナンや有名なエコノミスト、ポール・ルロワ・ポリュールに諮り、上記の会社を株式会社として設立した。資本金 20 万フランは 100 フランの株式を 2 千株発行して調達し、もっともブルジョワ的な街区 16 区に最新の衛生設備をもつ住宅を建設した。上水道、ガス、水洗トイレを備えた独立小住宅 pavillon を、16 区の南部ボワロー通りに建設した。当然家賃は高額な水準に達した。(文献により差異があり、ピコは年間 400~474 フランといい、ゲランは 650 フラン、中野隆生は 480~600 フランという)。頭金 500 フランとこの家賃を 20 年間払い続ければ、住民はその所有者となった。建築戸数も文献により差異があるのだが、-ピコは 10 家屋 34 住戸、ゲラン

策に纏め上げたのが1889年に開かれたパリ万博と、それと併行して開催された最初のパリ国際労働者住宅会議であった。

第1節 1889年パリ万博と国際労働者住宅会議

ピコの審査報告

パリ万博の社会経済学部門において、ピコが労働者住宅について審査報告をおこなった。報告は多岐に渡り、かつ微にいり細にいる内容であった。基本線はこれまでかれが述べ来たところと変わるところはないが、論調に変化も見える。

ピコは、炉の周りに家族が集い、小さな庭では野菜や花、果樹を栽培することができるのが「本来の家」であるとし、これが近年の都市化と工業化により危機に陥っている、「我々が蒐集した証言や叙述を読めば、そして我々が訪問したパリやロンドンで遭遇した恐怖を知れば、誰であれ住宅改革がわが時代のもっとも緊要な課題であることを理解するだろう。」という。[Picot, 1891, p290] 労働者住宅の劣悪さと不衛生が道徳的頹廃を生んでいるというのも定番である。また家賃高騰の原因を、所有者と総借家人 locataire principal の吝嗇と狡猾さに求め、これを非難するのも当時の論調と同じである。

その後、ピコは出品された労働者住宅建設のさまざまな試みを詳細に検討する。その際かれが採った分類基準は、「庭付きの個人住宅」か、「蜂の

と中野は67住戸 - 19世紀末の時点でざっと150人~300人が居住していた。確かにミユルーズ方式がパリでも不可能ではない、かも知れないが、とても労働者住宅といえる代物ではなかった。地価が高いところに最新式の衛生設備をもつ住宅を造れば、コストが高くなるのは自明の理で、建設費は5,500~10,000フランもした。当然家賃も上記の如く500フランをくだらない。頭金と20年間分の家賃総額はざっと10,500フランにも達するが、これを支払えるのは労働者のエリートか、事務系職員、上級官僚などであった。[Guerrand, 1989, p47; Picot, 1891, p310; 中野隆生, 1999, p127]

これら二つの実践は、1889年の万博の社会経済学の部門で高い評価を受け、ともに金メダルを受賞した。

巢のごとき集合住宅」かであるが、云うまでもなく、かれの好みは前者である。それが家族の独立性を確保し、子どもらがのびのびと遊び育つ空間だからである。[Picot, 1891, p296] そうして、その努力を傾けた企業経営者の事業 - 我々の言葉で要約するならパテルナリスムだが - を、古くはアンザン鉱山会社、シュネーデル社から近年のミュルーズ労働者都市まで、個別具体的に紹介している。また福祉事務局が主体となった住宅建設の試みや、イギリスのビルディング・ソサイエティなどの試みにも目配りしている。

「蜂の巣のような集合家屋」は、ル・プレエ学派がもっとも忌み嫌うタイプの住戸なのだが、この報告でピコの評価に微妙な変化が感じられる。イギリスにおいてアルバート公の発想で芽生え、1863 年の the Improved Industrial Dwellings Company や Peabody 財団の事業で実現した集合住宅、それらはいずれもロンドン都心に造られ、「誇りの持てる住宅、自尊心を高めるような住宅」だったので、人気があり空き室は殆んどない、とピコは云う。とくにピーボディの労働者住宅は、長い廊下を廃するなど家族の独立性を最大限に尊重した造りだと認めている。

ピコは、都市では労働者向けの集合住宅がそれなりの価値をもつことを認め始めたようである。かれは言い訳がましく、ようやく数年前からロンドンの労働者住宅に関する貴重な情報が伝えられた、それまで知らなかったという。[Picot, 1891, p389-405] それはともかく、審査委員会は、イギリスの経験を模倣し都市に集合住宅を造り成功した事例を評価し金賞を与えた。それがルーアン、リヨン、パリの労働者住宅であり、²⁸⁾ いずれもル・

28) ルーアンには 1885 年に商工会議所のメンバーらによって、資本金 50 万フランの「小住宅不動産株式会社」が設立された。株主は「社会平和」実現のためと称して、4% 以上の配当を受け取らないと宣言した。用地にはこの町の不潔さで有名な街区の一画が選ばれ、計 100 住戸の建設が計画された。集合住宅のなかには、単身者用の一室住戸(14m²)から台所を含めて四室住戸(43m²)まで多様な形態の住戸があった。窓はイギリス風のギロティン型で、各階に給水栓と洗濯所、水洗トイレ、ダスト・シュートが設けられた。これは

プレ学派の基本戦略に何がしかの修正を迫るものだった。

次にピコは、労働者住宅の基本戦略に関わるテーマを論ずる。つまり「所有権の取得」と公権力の関与である。まず「所有権の取得」戦略は妥当だろうか、と問う。かれはアンザン鉱山社のパテルナリズム事業を例に引きつつ、次の如く云う。確かに家賃と償還金を払っている間は、労働者の精

当時としては斬新な設備であった。棟には地下室と屋根裏部屋があり、また後に普及する「通夜のための部屋」も設けられた。中庭は子どもが遊ぶために庇が付けられ、シードル（りんご酒）製造用圧搾機も置かれた。[Picot, 1891, p404; Dumont, 1989, p51]

リヨンでは同じ頃、マンジニ、エイナール、ジベの3人がイギリスの経験に倣って「廉価住宅株式会社」を資本金30万フランで立ち上げた。その後増資をした折に、ローヌ県貯蓄金庫の出資を得たことがここでの新機軸であった。最初の実績は24棟に204住戸、5階建て、各住戸は平均3室をもち、階段の両側に配された。ここでも暗い廊下は廃され、代わって広く明るく換気の良い階段が採用された。マンジニの才覚は、建築費用を節約するために、スラグ（石炭殻）でできた型枠にコンクリートを流し込んだ資材を利用したこと、ファサードに装飾を施さなかったことだが、その代わり衛生設備は立派で、各住戸内に上水が引かれ、水洗トイレが設けられた。これは労働者住宅ではフランスで最初の試みであった。それでも建築費は住戸平均2,500フランと廉価だったので、家賃も市価の25~30%分安く設定された。同社は1896年には119棟、1,000住戸を賃貸していた。[Picot, 1891, p405; Dumont, 1989, p52]

パリでは、1888年に銀行家から多額の寄付をうけた「パリ人道主義協会」が、同種の試みをなした。（寄付の額はピコは75万フラン、デュモンは60万フランと異なる）この組織自体は旧体制から続く慈善団体で、ディスパンセルやアジュールの創設・運営などの事業をおこなってきた。この当時はピコ本人が運営していたが、ピーボディの事業をまねて、パリでもっとも貧しい街区、13区ジャンヌ・ダルク通り45番地に集合住宅を造ることにした。35住戸の各々は2室と台所つき、水洗トイレが設置された。部屋は24~29㎡と狭く、踊り場にダスト・シュート、中庭に乾燥室があった。外観はちょっと暗く陰気だが、住民の独立性は保たれるように配慮されていた。その界限の家賃よりも安い家賃だったせいもあり、低所得層に人気があった。住民には、郵便配達夫、製糖工場労働者、樽造り職人、子どもの女中などがいた。

この上首尾をうけて同協会は、グルネル大通りとサン・マンデ並木通りに、幾分広めでファサードも洒落た集合住宅を、それぞれ47住戸、55住戸建てた。この成功に気を好くしたピコは、「毎年3%の成長をもってすれば、20世紀末には資本金は30倍になり数万人を住まわせることになる。」と豪語したという。だが、かれの逝去後1910年以降、パリ人道主義協会は、住宅建設よりも元のディスパンセルや特別の人々のための住宅建設に方針転換する。[Picot, 1891, p405; Dumont, 1989, p55; do, 1991, p23]

神状態は悪くはないし、償還終了で住宅の所有者になっても、第一世代が住んでいる間はことさら不都合は生じない。だが次第に綻びが生じてくる。失業など何らかの理由でカネを借りたいものは、家を抵当に高利の借金をする。返済できずに高利貸しに家を取られる。又貸しを始めるものが出る。すると家庭の調和が損なわれ、家族の平和や団欒が乱される。父親が死ねば事態は一層深刻になり、相続人がこの住宅をそのまま相続して住むとは限らない。多くは売却される。こうした物件を落札するのは、大抵は居酒屋の経営者や酒類販売所の経営者である。すると労働者都市ができた頃には禁止されていたはずの居酒屋が大繁盛することになる。それに伴い労働者都市は不潔でインモラルな街に戻ってしまう、と。[Picot, 1891, p409-411]

「独立した小住宅」に続いて、「所有権の取得」戦略が、いつでも、どこでも万能ではないことが明らかになってきたのである。

労働者住宅の建設に公権力の介入をどこまで認めるか、についてはピコはきっぱりと否定する。国家や自治体による住宅建設は、個人や民間の主導性を麻痺させてしまうので、絶対に受け容れられない。「結果が手段を正当化するという議論は、ここでは受け容れられない。」と。あくまでも「イニシアティブ・プリヴェ」を尊重し、先のパリ人道主義協会のような慈善団体による建設方式、しかも4%の配当を保証するような事業こそが、事業の継続を保障するのだという。建設資金の不足という困難をどう解決するのか、といえ、ピコが推奨するのは、先のリヨンの例にあったように、貯蓄金庫の資金を融資するという構想である。

では国家は労働者住宅の問題にどう関与するのが妥当か。ピコの考えは、上の貯蓄金庫の資金運用のほかは、イギリスのように実態調査を継続的におこなうこと、相続に関してはナポレオン法典の現物均分相続という原則の見直し、上下水道など衛生環境の整備などを挙げる。[Picot, 1891, p414-424]²⁹⁾ ル・プレから継承した社会改革の基本戦略が、現実の多様な取

29) だが衛生に公権力が関わることに、ピコは極めて慎重である。1850年法

り組みを前にして早くも修正を迫られていたのである。

パリ国際労働者住宅会議

パリ万博と併行して開催されたこの会議には、ドイツを除く西欧諸国の代表が出席し、意見を交換した。この会議はこれまでの「労働者住宅」の呼称をやめて、今後は「低廉住宅 Habitation à Bon Marché HBM」を採用することを決めた。それは運動の対象を労働者のみに限定せず、事務職員、職人、多子家族、独身者に拡大する意図を示すねらいがあった。「低廉」には、私にはブルジョワジーの民衆への優越感や差別感を覚えるが、一般の受け取り方はそれほどでもなかったようだ。³⁰⁾

会議事務局にはル・ブレイ学派と社会経済学の大家が名を連ねていた。³¹⁾ 議長を務めたシーグフリードが開会の辞を述べたが、それはこれまで述べてきたことの要約である。健康で清潔な家、暖かな家庭、節約と貯蓄による家の取得、所有者になることが酒場通いと社会主義の夢を放棄させる、家と庭の手入れに専念する等など。「すべての文明国では労働者階級の福祉と教育に取り組んでいるが、今日低廉住宅がもっとも重要な問題のひとつとなっている。」フランスでは労働者住宅の改善は始まったばかりだが、今や研究の時代から行動の時代に移った、そこで低廉住宅運動を推進する情報センターの創設が望まれる、その組織は土地を購入して

の改定についても、「無関心と私的所有の独立を脅かす介入を、同じ距離で考える姿勢をとるように」、イギリスの土地・建物の収用法を見習うかどうか慎重に考え、「遠くまで行過ぎないように」と釘をさす。[Picot, 1891, p424]

- 30) デュモンは次の如く云う。「それは侮辱的ではない。デパートの『ボン・マルシェ』を想起されたい。それは安物の陳列ではなく、逆に多数の高級品を手が届くような値段で売っている。だから、安価に建てたのが問題なのではなく、賃貸居住者が懐具合に応じて住宅に接近し、手ごろの値段で暮らすこと、その技法を意味するのである。」と。[Dumont, 1989, p56]
- 31) 議長はシーグフリード、副議長はピコとディエ・モナン、ミュレル、書記はラファロヴィックとルーリエ、名誉議長には J. シモンと A. ドルフユスが就いた。[Roulliet, 1889, p9]

住宅を建設することが目的なのではなく、この運動を個人が自発的に起こなうことを支援するのが目的なのであると、とシーグフリードは会議の意義を述べた。[Roulliet, 1889, p12-13]

会議は1889年6月末の3日間にわたって開かれ多くの事柄が議論され決議されたが、もっとも白熱した議論が戦わされたのは、公権力の介入をめぐってであった。書記のラファロヴィックは、労働者住宅の建設は「イニシアティヴ・プリヴェ」でなされるべきだ、パリ市議会が近年低廉住宅の直接建設を望んだとき、イニシアティヴ・プリヴェは極度に落ち込んだ、貧民の救済は公的扶助で扱ってもいいが、労働者住宅は公的扶助で扱う問題ではない。国家社会主義に陥らないように、また開明的ではない人道主義にも陥らないように注意すべきである、と主張した。[Roulliet, 1889, p18]

これを支持する意見が相次いだ。マルセイユのE. ロスタンは、この町でも議会が広大な集合住宅を造ろうと提案し、個人のイニシアティヴが危うくされそうになったと述べて、自治体による労働者住宅建設には反対した。ピコモ、ロンドンの事例を引いて、この事業には人道主義がもっとも良い方策を探し、そのあとで投資が来る、というのが良い。投資の仕事を自治体がやればそれは国家社会主義であり、避けるべきだと主張した。カシューもまた、かのシテ・ナポレオンの辿った運命を辿り、ナポレオン3世の「寛大さ」からは「権利の濫用 abus」が生じた、建設費も家賃も通常の値よりも高くなり、住民の大半は労働者ではなくなった、と国家の関与を否定する見解を述べた。[Roulliet, 1889, p19]

「イニシアティヴ・プリヴェ」を信条とする社会経済学派が開いた会議であってみれば、それは当然だった。せいぜいフランスのリユカが、なぜ自治体の関与は駄目なのか、教育と同じく労働者住宅でも拒否しなくとも好いのではないかと述べるくらいだった。

鋭い批判を展開したのはイギリス代表だった。A. スミスは自国での経験を踏まえて云う。「社会のどん底に生きる人々や、不潔で陶冶されてい

ない人々がうごめくスラム街には、民間企業の手が届かない。法の力を頼らねばならない。自治体が労働者のために住宅を造り、貸し与え、内装を施す権利を法が認めた。民間企業との競争を許したのだ。未だこの競争は大きな広がりを見せていないが、やがて国が、自治体に介入を促すようになれば、立派な成果が得られよう。」と述べた。そうしてかれはパーミンガムの事例を引きつつ、不衛生住宅の取り壊しのあとには、健康な住宅が建築され疫病死亡率が大きく下がった、「レセ＝フェール、レセ＝パセというが、死亡を招く疫病については自由放任を許してはならない。この会議はあまりにも個人の自発性に期待を寄せすぎている。それは大きな誤りで、裏切られるだろう。＜中略＞ 必要なことは、パーミンガムのように住民三人の命が脅威に曝されているとしたら、うち二人の命を救うことだ。」と述べ、拍手喝采を浴びた。[Roulliet, 1889, p27]

だが会議の基調は自治体などによる労働者住宅の建設には否定的で、「賃貸住宅を造りそれを労働者により衛生条件のもとで提供するのは、個人の自発的な事業である。」というラファロヴィックのまとめに同意した。

これと関連して住宅建設資金の調達に、貯蓄金庫の貯金を利用してはどうか、が議論となった。すでにその経験があるロスタンなどは長広舌を振るって、「貯金の一部をこの事業に使うことは、預金者に利益を還元することだ。」とこれを支持した。リュカは「貯金預託はこれまで手をつけることのなかった神聖な継承財産」だから、これを危うくしてはならないと反対の態度を表明した。ある者は、フランスの大手金融機関は抵当融資には能力がない、だからクレディ・フォンシエを創る必要があったのだ、我々は大手金融機関ができないことを貯蓄金庫に期待していると賛意を表明した。ディエ・モナンもこの方向は認めたが、貯蓄金庫が主体となって低廉住宅を建設することはイニシアティヴ・プリヴェを損なう、と原則論を繰り返した。会議は全体としては貯蓄金庫からの資金調達を一定の割合で認めることを支持した。[Roulliet, 1889, p20-22]

副次的な論点は低廉住宅の衛生であった。会議は、地方自治体が低廉住宅の清潔や衛生の検査・監督に関わることを認め、公的利用の大義（公益）のために一群の不衛生住宅（スラム）の収用も認めた。これは 1850 年法の再確認であったが、前記の註に述べたように、ピコなどはその改定には慎重だったので、それ以上踏み込んだ議論はなかった。

低廉住宅に上水を引くことはデュメニルやリュカが強く求めた。デュメニルは、「身体衛生のためにも精神衛生上からもそれは不可欠である。主婦が共同洗濯場に通うことは破滅的な作用をもたらしている。〈中略〉この原則はすでに 1878 年の国際衛生会議でも承認されている。疫病流行に鑑み、すべての都市当局は上水供給に、とくに労働者が住む家屋に給水すべきである。」と。[Roulliet, 1889, p32] 水道料金のあり方について意見がでたが、住宅あるいはその建物に水道を引くことは大方の同意を得た。現に第三共和政期に新設された労働者住宅は、少なくとも建物内に上水道が引かれていた。この件は前述の 1894 年法を経て 1902 年公衆の健康保護法に採り入れられた。

最後にモラルの観点から低廉住宅の建築構造はどうあるべきか、が議論された。もちろんル・プレ学派が云うように、庭付きの独立小住宅が好ましいことに異論はないが、現実には大都市でそれが無理であることも分かりきっていた。それで「集合住宅 collectif」が選択されるのだが、その際注意すべきは、できるだけ住戸が独立性を保つこと、住民同士ができるだけ接触しないようにということだった。具体的な設計では、階段、踊り場、廊下は公道の延長と見なさるべきだから、長い廊下や回廊は絶対に造ってはいけない、できればひとつの階段は各階の両側にある住戸だけが利用するのが望ましい。さらに階段や踊り場はできるだけ外光を取り入れ、明るくすることなどが提案された。またトイレは共同トイレではなく、内部に光が入り、水を備えたトイレを各住戸に設置すべきであるとの提言があった。これにポルトガル代表などは、そうした条件の設計は容易ではな

いし、大して意味がない旨の反論をし、カシューも内廊下を全面禁止にするのは行き過ぎだろうと疑問を呈したが、ピコは譲らなかつた。[Roulliet, 1889, p42]

この箇所はデリケートな問題を含み、社会経済学派の面々も直截的な表現をせず、仄めかしを好むので我々には分かりにくいところがあるのだが、どうやら労働者の性的モラルに関わっているらしい。トイレが衛生の観点からではなく、モラルの観点から語られるところにそれが窺える。19世紀には「長い廊下や暗い階段、踊り場には、すべての悪が潜伏していると思われた。」[Carbonnier, 2008, p106] 他人の視線を逃れた暗いところで人が出会うと、^{プロミスキュイテ}「promiscuité」が生まれるとピコは云う。「promiscuité」は、頻繁に使われる用語で、ここでは単なる「雑居状態」というよりも、「男女間の性的混交」といった含意であろう。ピコは続けて云う、「尊敬すべき家族間なら徳のある人が多いので、「promiscuité」は生じない。〈中略〉イギリスでは集合住宅の踊り場には大きな観音開きの窓があって、外気が入る。それがそこに立ち止まることを妨げている。」と。[Roulliet, 1889, p43] ピコの言には労働者への侮蔑的偏見が感じられるのだが、この提案がその後の低廉住宅の基本設計に取り入れられるのを見ると、それが正しい認識であったかどうかはともかく、社会経済学派や衛生主義者、社会改良家・設計技師などにも広く共有されていたのであろう。

これに関連して建築家ミュレルと衛生主義者デュメニルが、標準的住戸は2部屋と台所、水洗トイレ、水道栓を設置すべきであること、を提案し同意を得た。[Guerrand, 1967, p287]

会議は最後に低廉住宅運動を促進するために国内団体を結成することを決議する。こうして同年末に旗揚げされたのが、「低廉住宅フランス協会 Société Française des Habitations à Bon Marché (SFHBM)」であった。協会の第1回総会は1890年2月初めにパリの有名なホテルで開催され、初代議長にはシーグフリードが選出された。運営委員24名にはこの運動に

関わってきた錚々たる顔ぶれが名を連ねたが、当面の関心から云うなら企業経営者が少ない印象を受ける。³²⁾ 本協会は、低廉住宅運動を全国的に展開するための情報蒐集・広報宣伝機関であり、個人が低廉住宅を建設することを鼓舞し奨励することを目的とし、自ら低廉住宅を建設することや、融資などに関わることは絶対にしない、と宣言した。閉会の辞に立った老練のJ. シモンは、「紳士諸君、家なければ、家庭なく、家庭なければモラルなし。モラルなければ人間なく、人間なければ国家はあり得ない。」と述べて万雷の拍手を浴びた。[Bullock & Read, 1985, p476] また、その機関誌として年4回『会報』を発行することも決まった。こうしてフランスにおいて低廉住宅運動の礎が築かれたのである。³³⁾

第2節 イニシアティヴ・プリヴェと低廉住宅立法

1889年パリ万博と国際労働者住宅会議はフランス住宅史上ひとつの画期となった。これ以降1910年辺りまで住宅改革運動を主導するのは、フランス低廉住宅協会であった。同協会はこの運動を普及させるには法制度が必要だと判断し、議長シーグフリードと同協会の書記が中心となって、法案をつくり議会に提出した。こうして制定されたのが最初の社会住宅立法である1894年法である。この法は以後何度か改定されるが、本稿ではそのうち最初の三つの法をひと括りに扱う。というのは、それはいずれも「イニシアティヴ・プリヴェ」を原則としているからである。

32) シーグフリードは1892年まで議長を務めたが、その後は1909年までピコがその任に当たった。運営委員にはカシュー、デュメルル、シャプロル、リュカ、トゥレア、ジュルダン、ロスタン、エイナルなどの名が見えるが、企業経営者としてはムニエ、ブジョーの二人を数えるだけである。[Bullock & Read, 1985, p476; Carbonnier, 2008, p58]

33) シーグフリードらは同じ趣旨で、常設の国際機関の設置をパリに設置すること、その規約の起草を事務局が担うことを提案し、合意を得たが、内部には異論も多く、実現の運びとはならなかった。[Roulliet, 1889, p44]

1894年シーグフリード法

1892年3月、シーグフリードは下院に法案を提出した。法案は、「財産を持たず、とりわけ自分の仕事または賃銀で生活している労働者や事務系職員により、あるいはこれらの人々のために建てられた住宅」に適用される、とした。[Bullock & Read, 1985, p479] シーグフリードは趣旨説明のなかで、「理想のタイプは家族専用のメゾネットタイプだが、我が国の状況を考えると集合住宅は避けられない必然である。家の所有は労働者の完全な変容をもたらす。かれは己の義務を自覚するようになり、社会と和解するだろう。」と社会経済学派の戦略を披瀝した。法案は下院を難なく通過した。同法案がイニシアティブ・プリヴェを基本とし、社会主義者が主張する公的介入を回避し、人道主義に基づいて「小所有者」をつくらうとするものだったので、ブルジョワ的な下院は好意的だったのである。³⁴⁾

だが保守的な上院は警戒の目を向けた。かれらが問題としたのは、同法の革新的な部分、つまり貯蓄金庫が低廉住宅を造ろうとする会社などに融資することであった。ある上院議員は、「大きな危機のときに、この曖昧で回収の極めて難しい投資は一体どうなるのか。この貯金をどうやって償還するのか。」と批判した。貯金預託金庫 Caisse des Dépôts et Consignations のスポークスマンも、「この種の前原資を低廉住宅に投資することは、必要なときにその処分権をもはや行使できない、と自らに課すことである。貯金預託金庫の如き大きな機関をこのような運用に引き入れることは不幸な試みである。」と強い懸念を表明した。³⁵⁾

同法案は、再び特別委員会で審議された後に上院に付され、今度は採択

34) 当時の下院議員 571 名のうち、もっとも多いのは「土地・建物の所有者および利子生活者」131 名、次いで弁護士 102 名であり、労働者階級の出身は僅か 8 名だったという。[Guerrand, 1967, p291]

35) 現代の政治家キヨは、これは保守系議員にとって「驚天動地の出来事」だったという。かれらはこの条項に、集産主義者 collectivistes のたくらみ、「薪の燃える臭さを嗅ぎ取り、2 年間その審議を引き延ばした」という。[Quillot, 1989, p10]

され、1894 年 11 月 30 日の法（通常シーグフリード法）となった。焦点の貯蓄金庫や貯金預託金庫の件は、別途討議されて翌年の関連法で定められたのである。貯蓄金庫の資金を利用することは既にリヨンやマルセイユで実績があったこと、自由主義者の P. ルロワ・ポリュー等がその利用を提案していたことも、上院の疑念を払拭するに貢献したのではないかと思われる。³⁶⁾

シーグフリード法で規定する低廉住宅は、家賃の上限を定めていたが³⁷⁾、その範囲内であれば、住宅取得者（居住者）だけでなく、建設会社も税の優遇措置を受けられた。例えば、取得者については、戸窓税の免除、土地税の 3 年間の免除、家長が死亡したときの残債支払いに生命保険金の利用などの特典が、また建設会社にも、相続税（マン・モルト）の免除、営業税の免除、株式配当収入への課税免除、登記印紙税の免除などの恩恵が与えられた。

またナポレオン法典の現物均分相続については、財産分与が 5 ないし 10 年延長されるとの特例が設けられた。つまり、その住宅の所有者が死亡したときに、残された財産相続人が法典 815 条でいう「財産不分割の禁止」条項に反して、一定期間「財産不分割」し、元の家に住むことができる、という意味である。これは「家族と家庭の尊重」を標榜したル・プレエとその後継者の願いを実現したものだ。[吉田克己, 1997, p338]

イニシアティヴ・プリヴェがうまく発揮されるかどうかは、低廉住宅会社の建設資金の調達にかかっていることは論を俟たない。1895 年に制定された法では、貯蓄金庫の預金ではなく、別途留保したものから、その一

36) P. ルロワ・ポリューは『エコノミスト』誌上で、1870 年代以降貯蓄金庫の貯金残高は急増して、いまや 25 億フランに昇る、その 10 分の 1 程度を住宅金融に回し、5~6 年間のローンに利用したらどうだろうか、と述べていた。[Bullock & Read, 1985, p469]

37) 家賃の上限は都市の規模で異なる。小都市では年間 132 フランまで、人口 20 万人までの都市では 440 フランまで、パリでは 550 フランまでとされた。[Bullock & Read, 1985, p479]

部を低廉住宅会社に投資することと、自らこれを建設することも認められた。これを補完する意味合いで、福祉事務局やホスピス・病院などの慈善団体もそれぞれの有する内部留保金から、その5分の1までを低廉住宅会社に投資するか、自らそれを建設することが許された。[Bullock & Read, 1985, p480; Guerrand, 1989, p63, p291] こうして財源が確保されて、シーグフリードとピコの目論見は達成された。あとはその財源から資金がうまく流れ出るかどうかだった。

シーグフリード法の施行に伴い、いつもの如く組織整備が決められた。中央には商工省に附属する「低廉住宅高等評議会」がつくられ、その下に県ごとに「低廉住宅支援委員会」が設けられ、調査、広報、低廉住宅会社の設立支援などの業務を担った。しかし低廉住宅支援委員会の設置は、イニシアティブ・プリヴェを尊重する意味合いからも、強制ではなく任意であった。フランス流の「上意下達」では、法の精神が地方にまで浸透しなかったこと、先の1850年「不衛生住宅の衛生化法」と全く同じであった。低廉住宅高等評議会は、1895年に二度ほど、各県知事に同支援委員会の設置を促す商工省の通達を伝え、実態報告を提出するように求めたが、回答した県は僅かに14県のみ、その2年後にも同趣旨の報告を求めたが、結果は変わらず、地方の反応は鈍いものだった。[Guerrand, 1967, p296-299]³⁸⁾

これが示唆するように、低廉住宅会社の設立も、したがって低廉住宅戸数も期待された成果には程遠いものだった。施行10年後の実績を、低廉住宅高等評議会の資料によって概観すれば、1905年までに低廉住宅会社の設立申請は150件あったが、同法の承認を得たのは120件に留まった。その内訳は、協同組合が70社、株式会社が50社で、それぞれの資本金は協同組合が531万フラン、株式会社が600万フラン、また借入金も協同組

38) ピコはこの結果に落胆し、95年10月に開かれた低廉住宅全国会議で、「所有が攻撃に曝されているとき、所有は自らの権利のなかに閉じこもるのではなく、自らの義務を果たすために行動する必要がある。」と檄を飛ばした。[Guerrand, 1967, p298]

合が 400 万フラン，株式会社が 300 万フランである。建設戸数は正確には掴めない。参考までに云うと，1 400 家屋，賃貸居住者は 12 000 人位と見積もられる。³⁹⁾ [Bullock & Read, 1985, p486]

協同組合にせよ株式会社にせよ，資本金と借入金の総額はほぼ 900 万フランで，さほど大きな額ではない。20 世紀初めに地価の高い都市部で標準的なアパートマンを造るには，平均で 4～5 千フランの建設費がかかる。用地の購入，一般経費などを考慮すれば，借入金 300～400 万フランでは精々年間数十戸しか建築できないだろう。

興味あるのは，協同組合が優勢であることである。これは第二帝政期に消費協同組合として発展した経験をもつが，なかなか一線を踏み越えられないでいた。そこで経営者が協力してその設立を支援することもあったという。例えば，ドゥー県オダंकールに設立された「不動産協同組合」は，ブジョー工場の経営者アルマン・ブジョーが肩入れしてつくり，組合員の出資金をもとに低廉住宅を建設した。これは会社が単独で労働者都市を建設するよりは安価に，従業員に住宅を提供できる利点があった。[Carbonnier, 2008, p68]

協同組合のなかには株式を発行して資金調達をするものもあった。会員が毎月その代金を払い込み，一定の額に達したところで家の建築を願い出る。建築の許可を受けたものは，家を建築し住みながら年賦を払い続け，すべての株式の払い込みが終えたところで完全な所有者になる，という方式であった。これは鉄道従業員組合が採用した方式で，1899 年には 30 家

39) というのは，《maison 家》と《logement 住戸》が区別されずに，その合計のみが表記されているからである。因みに，《maison 家》には，独立した戸建てだけでなく，ミユルズタイプ（四戸建て住戸）や，二戸が接続しているタイプ，幾つかの家が横に連なっている連棟タイプなどがあるし，集合住宅もこのなかにカウントされている。したがってより正確な表記としては，«logement» 「住戸」がよい。因みにパロックの推計では 1895 年から 1905 年までの総建設戸数は，2 750 住戸となる。但し根拠は示されていない。[Bullock & Read, 1985, p486]

屋，1900年には72家屋の建設実績があったという。[Carbonnier, 2008, p69]⁴⁰⁾ 協同組合による低廉住宅建設の場合は，この例に見られるように，独立した小住宅を建築するケースが多く見られた。⁴¹⁾ 労働者の自立を謳うシェイソンらはこの方式を支持したが，ピコやシーグフリードは経営者の自発的関与が薄く，事志とは違ったとの思いを抱いたであろう。

他方，株式会社による低廉住宅建設の方式はさほど広がりを見せなかった。それは端的に云って投資家の魅力を惹かなかったからであろう。イギリスの「5%人道主義」に倣って，ピコらは「4%人道主義」を唱えるようになり，配当率4%を保証することを謳って投資家を誘ったが，大不況を脱し活況を迎えた株式投資に遜色があったことは否めない。

慈善団体による低廉住宅の建設はもっと不活発だった。⁴²⁾ また，貯蓄金庫は1905年末までに，低廉住宅に3,600万フランを融資する用意があったが，これを実行したのは14金庫，投資額は240万フランでしかなかった。ただ低廉住宅を自ら建設した貯蓄金庫が28金庫もあり，投資総額

40) 鉄道従業員組合が1898年に結成した低廉住宅協同組合は，全国に115支部をもち，加入者10万人，資本金は2,600万フランという大きな組織であった。同協同組合は，自ら低廉住宅を建設するかたわら，自前で我が家を建築しようとする組合員に，一定額の頭金（前渡金）があることを条件に，建築費の50%までを利率4%で融資した。つまり住宅金融機関でもあった。協同組合の正式な名前は，「フランス鉄道職員・労働者友愛協会 Association fraternelle des employés et ouvriers des chemins de fer français」である。[Carbonnier, 2008, p69]

41) 協同組合運動の唱道者シャルル・ジッドが関与して，1900年に創設された「ルベの蜜蜂の巣」という協同組合は，専ら独立小住宅を建設した。1905年末までに170戸を建設し，組合員に分譲した。[Bullock & Read, 1985, p485] 協同組合が集合住宅ではなく独立小住宅を嗜好することは，《foyer 暖炉・家族》を名前の一部にもつものが，78組合も存在したことによく現れている。[Carbonnier, 2008, p82]

42) 総じて慈善団体はこの種の投資を危ういと判断した。パロックは，唯一の例外はナンシー福祉事務局で10万フランの投資で20戸を建設したという。[Bullock & Read, 1985, p486] だが，カルボニエによれば，ノール県やパ・ド・カレ県，ノルマンディ地方の慈善団体は，それなりの活動を展開したという。例えば，リール福祉事務局は早くから活動して，立派なシテ・ナボレオンを造ったという。[Carbonnier, 2008, p71]

331万フランで、480戸という実績は看過できないだろう。その最大の功労者はリヨンとマルセイユ貯蓄金庫であった。⁴³⁾

シェイソンはこれらの成果に満足していたが、ピコは逆に、低廉住宅総会の席上で、「人口が我が国の6分の1でしかないベルギーが、我が国の10倍の低廉住宅を建設している。」と慨嘆した。[BSFHBM 16, 1906, p4] そこで隘路の打開策が模索された。

ストロース法とリボ法

この間1900年パリ万博の開催にともない、再び国際低廉住宅会議も催され、集合住宅、個人家屋、労働者庭園、公権力の介入の論点をめぐり4日にわたり議論が交わされた。当面の我々の関心である公権力の介入については、フランス代表ロスタンが基調報告をした。かれはイギリスやベルギーなどの経験や、これに賛成する社会主義者や国家主義者の論拠をつぶさに検討し、結論として、公権力はイニシアティブ・ブリヴェを支援することはできるが、これに代わることもできないし、特権的な競争者としてこれと争うこともできない、ただし、庶民住宅の全般的な衛生の監視や、団体や個人による住宅改善を支援することはできる、と述べた。[Challamel, 1900, p126-168] これは1889年のピコの報告や国際労働者住宅会議におけるラファロヴィックの主張と変わらなかった。

新しい動きがパリに生じた。1901年に、セーヌ県低廉住宅委員会の議長を務めるポール・ストロースが、ワルデック・ルソー内閣の内務大臣宛

43) リヨンについては前記した。(註28) プーシュ・ドゥ・ローヌ県貯蓄金庫の長E.ロスタンは、人民の貯蓄を人民の住宅改善に使うことが、貯蓄金庫の使命だと考えた。こうして貯金に新しい用途を与えた。かれは1889年に、株式会社形態の「マルセイユ低廉・健康住宅会社」を資本金25万フランで立ち上げた。同社は上水道・水洗トイレなど近代の設備をもつ住宅を、毎年コンスタントに建設している。1905年末までに計200住戸の建設実績をつくった。[Dumont, 1989, p53; Bullock & Read, 1985, p485] だが、16年間で200住戸、年平均13住戸の建設実績は賞賛すべき成果とも云えないだろう。

に書簡をおくり、自治体が低廉住宅建設にどこまで支援できるのかを問うた。内務大臣は、シーグフリード法の第2条に則り、自治体は低廉住宅委員会に補助金を与えることはできるとは認めたと、「私の考えでは合法的な介入はそこに限られます。自治体が直接低廉住宅を建設することも、その目的のために民間企業が公募した社債に、自治体が利子保証をすることも許されてはいません。」と回答した。そして事業の新たな発展にこうした協力が必要なら、新たな立法措置がとられるべきだと付言した。[Duret, 1910, p139-140]

これを受けて、1903年にコンプ内閣のもとで1894年法の見直し作業が始まる。閣僚委員会の原案は上院の委員会に付託されたが、その委員会議長ストロースは、審議に際して、ピコ、シーグフリード、シェyson、シャラメルなど低廉住宅協会の重鎮らに諮問した。これが1906年ストロース法の原案となった。[Bullock & Read, 1985, p495]

その見直し作業がすすむなか、パリ市議会に新たな胎動があった。1903年に市議会は住宅建設委員会を設置し、逼迫する住宅問題の解決に着手した。この委員会の議長チュロは、1905年に報告書をまとめたが、その要点は、パリ公的扶助機関による直接建設、市有地の長期賃貸借契約による譲渡、標準的労働者住宅への減税と通常の家屋への課税強化（イギリスで実施されている）、市の直接住宅建設のための5,000万フランの借入れ、の四点であった。[Duret, 1910, p19] 市議会はこの提案に同意した。チュロの報告はイギリスの経験を踏まえたもので、「都市社会主義」とか、「自治体主義 municipalisme」と呼ぶにふさわしい内容であった。パリの、あるいはフランスの住宅問題はこれほどに逼迫していたのだが、内務大臣はチュロの提案も市議会の採決も認めなかった。しかし、遠くない将来その一部は実施されることになる。

もうひとつ、住宅改革運動に大きな衝撃を与えることになったのは、前述したジュイラによる「家屋衛生台帳」調査結果が1905年に公表された

ことである。それは「花の都」パリのなかに、結核死亡者が累々と横たわる地区が6つも存在する事実を明るみに出した。不衛生だけではなく、健康に害を及ぼす住宅の存在は人心を震撼させた。

こうした社会情勢のなか1906年4月12日法、通称ストロース法が成立した。その基本精神はシーグフリード法と変わらず、イニシアティブ・プリーヴェが発揮できるような環境整備であった。焦点の公権力の関与は確かに拡大した。同法により、各県は「低廉住宅支援および社会保障委員会」を設置することが義務となった。⁴⁴⁾ これはシーグフリード法の「低廉住宅支援委員会」を名称変更し、その守備範囲を「労働者の貯蓄、相互扶助、保険、老齢年金、住宅建設と庭園、公衆浴場」などに拡大するためであった。中でも、低廉住宅が業務の中核をなすことには変わりなかった。この委員会が低廉住宅を個別に検査し、「衛生証明書」を発行し、それをもって初めて各種税制の恩典を受けられるという仕組みとなった。

自治体の権限は幾分拡大した。市は低廉住宅会社に融資することや、その株式や社債を引き受けることも、あるいは同会社に市有地を譲渡することも認められた。⁴⁵⁾ [Bullock & Read, 1985, p496: Guerrand, 1989, p65] こうして低廉住宅会社の資金調達を支援しようとしたのである。

資金調達の観点では、貯蓄金庫と慈善団体が自治体と同じ条件で、低廉住宅会社の株式に投資できるようになったこと、貯蓄金庫は独自に抵当融資できるようになったことも、特筆される。また貯蓄預託金庫が傘下の貯蓄金庫へ、その留保金の5分の1まで融資できるという枠組みは1894年法と同じであった。これが大きく改善されるのは次の改定まで待たねばならない。

44) シーグフリード法の施行後10年間で、「低廉住宅支援委員会」が設置された県は52に留まった。(全仏では90県) 任意性に限界があるのは明瞭だった。

45) 但し、民間企業間の競争を妨げないように、あるいは公権力が不公正な競争をしないようにと、市など自治体が低廉住宅会社の株式を保有するときは、その資本金の3分の2までとし、しかも全額を取得時に払い込むことが決められた。

さらに税制上の特典が幾分改定された。新築された低廉住宅で、先述の「衛生証明書」の交付をうけたものは、土地税と戸窓税がこれまでの5年間免税から12年間免税となった。「衛生証明書」は、1902年公衆の健康保護法が定めた建築基準を満たしていることが条件だったから、その意味では長年の懸案が解決をみたと云える。また投資家の株式配当収入への課税免除の条件も緩和された。⁴⁶⁾

さらにその2年後に、いかにもフランスらしい住宅立法が誕生した。それが1908年8月24日法、通称リボ法である。保守系共和派の議員アレグザンドル・リボは、「市民を所有者にすることは同時に保守派をつくることだ。」と述べ、労働者による持ち家取得こそが、「社会平和」の要諦であると説いていた。ところで、同法案を支持し推進する勢力があった。カトリック神父ルミールが主宰する「土地の一隅と家庭同盟 la Ligue du coin de terre et du foyer」である。かれは、どんなに狭小であろうが、庶民が家と敷地の一隅に庭か畑を所有し、花や野菜などを栽培できる幸せを、実現しようと運動していた。[吉田克己,1997, p364: Guerrand, 1989, p66] これは世紀転換期ごろからひとつの潮流となる「労働者庭園 jardin ouvrier」の夢を、フランスでも叶えようとする動きであった。それは労働者都市の実現であり、遡ればル・プレエの夢の実現でもあった。ある意味では小農的フランスの価値観を表現したといえるかもしれない。

その証拠に、シーグフリードらと共同提案されたこの法案は、議会で何の抵抗もなく採択されたのである。同法は、農村にフランス的な小農民をつくらうとする意図であったが、都市では、持ち家建設を促進するのに資した。その仕組みは次のようにまとめることができる。まずある個人なり

46) それまでは株式配当の免税は、その証券に名義記載があることや、払込金が2,000フランを越えないなどの条件があったが、大口投資家を呼び込むためにこの条件が撤廃された。[Turot & Bellamy, 1907, p85-87]

団体が、リボ法で定めた二つの条件、株式会社形態で、資本金 20 万フラン以上という条件、を満たした「不動産信用金庫」を創設する。資金の調達は、地方自治体、慈善団体、貯蓄金庫からの融資でまかなう。その資金を、住宅の建築・取得を希望する個人あるいは低廉住宅会社などの団体へ貸し付ける。貸し付けを受けた個人または団体は、1902 年健康保護法に定められた基準を満たす健康な家を建築しなければならない。⁴⁷⁾

実はこの不動産信用金庫を介する迂回融資という仕組みは、1898 年にシーグフリードによって創設されていた。それが「低廉住宅信用協会」である。これが、貯蓄預託金庫の留保金から低利（2%）で融資をうけ、幾分高い利子率（3%）で低廉住宅会社に資金を貸し付ける、という仕組みだった。だがこの仕組みでの資金運用ははかばかしい実績を上げなかった。⁴⁸⁾

今回の改定はこの資金の流れを太いものにした。つまり不動産信用金庫は、貯蓄預託金庫あるいは貯蓄金庫だけではなく、自治体からも慈善団体からも資金を融通できるようになったことである。さらにその貸付先が、これまでは低廉住宅会社に限られていたが、これを個人にまで拡大したのである。これはル・プレ学派、人道主義的社会改良家の「所有権取得」戦略に見事に合致するものだった。同時に、不動産信用金庫も自ら低廉住宅を建設するという煩わしさから解放され、また借り入れ側の自分の好みに合う家を建てたいという希望にも沿っていた。不動産信用金庫の設立は、最初の数年間はリボの地元やパリなどに限られていたのだが、第一次世界

47) また賃貸するときは、各市町村が定める適正家賃を越えてはならない、という条件もあった。さらにあまりに贅沢な家屋を対象としないために、住宅建築コストは、人口千人以下の町村では 3,022 フラン、パリでは 11,870 フランを越えないこと、また不動産信用金庫から融資を受けるものは、土地・建物こみ費用の少なくとも五分之一を所有していることが条件とされた。[Carbonnier, 2008, p74; Guerrand, 1989, p66]

48) 1905 年末現在で、低廉住宅不動産協会の貸付残高は、パロックによれば 75 件、383 万フラン、[Bullock&Read, 1985, p483]、チュロによれば 450 万フランに過ぎなかった。[Turot & Bellamy, 1907, p96]

大戦前夜には、全国に73金庫を数えるまでに成長した。その受益者は労働者の上層部や職員など、経済的に恵まれている階層だった。⁴⁹⁾

第3節 ロスチャイルド財団の低廉住宅

シーグフリード法に続く一連の低廉住宅立法は私的イニシアティブの発揚を促して、労働者・職員むけの住宅供給を図ろうとするものだった。だが、社会経済学派が期待したほど、この事業に参入する企業経営者や篤志家は多くはなく、したがって建設実績も隣国諸国に見劣りすることは否めなかった。

だが、20世紀初めにフランス社会住宅史上特筆される出来事があった。アメリカ流の事業財団が創られ、低廉住宅事業に参加したのである。この口火を切り、しかも後世まで大きな影響を与えたのがロスチャイルド財団による低廉住宅建設であった。この一族は医療や福祉事業に私財を投じていたが⁵⁰⁾、1904年6月にジャムの3人の息子、アルフォンス、ギュスタ

49) 初めて不動産信用金庫が創られたのは、リボの地元バ・ド・カレ県のアラスだった。この町は啓蒙主義の時代から、ブルジョワの手で人道主義的慈善活動が盛んにおこなわれていた。1908年に、リボは同県出身の下院議員や県議らとともに、資本金236千フランの「バドカレ不動産信用金庫」を立ちあげた。100フランの株式を2,368株発行して資本金を調達する手筈であったが、直ぐに地元の名士らが資本金の四分の一を引き受けた。設立総会で定款が承認されたが、そこにはリボの関心が明瞭に読み取れた。つまりこの信用金庫は個人への抵当融資をおこなうこと、用地の取得、低廉住宅の建設や取得、あるいは低廉住宅会社への融資をおこなうこと、が目的とされた。

この設立の一カ月後シーグフリードが、ル・アヴルに資本金26万フランの不動産信用金庫を設立した。またパリのそれは1911年に設立され、持ち家を建築したい個人201人へ貸付業務をおこなった。リールの不動産信用金庫も1911年に設立され主に6つの低廉住宅協同組合に融資したが、ここでは不衛生住宅の改築に利用されたといわれる。なおカルボニエは、グランとは異なり、1914年時の不動産信用金庫の数を65金庫と記している。

[Guerrand, 1989, p67-68; Carbonnier, 2008, p74]

50) ロスチャイルド財団は、かねてより病院やホスピスなどに寄付をしていた。また前述したように、瘰癧症や結核症に罹患しているユダヤ教徒の子どものために、大西洋岸に海浜病院を建設・運営していた。さらに、パリの困窮家族の家賃補助に、年間10万フランを市役所に寄付していた。[Dumont, 1991, p32]

ーヴ、エドモンが商務省を訪れ、1,000万フランの寄付を基に標記の財団を設立することを伝えた。その設立趣意書は、財団の目的は「労働者の物的生存条件の改善のために」低廉住宅を建設することである、と述べていたが、発起人たちの究極の目標は、「労働者の社会的統合」であった。これはそのまま低廉住宅運動のリーダーたち、ピコ、シーグフリード、シェイソンらの思いでもあったから、イニシアティヴ・プリヴェを発揚する絶好の機会だと考えた。財団理事会は、アルフォンス、ギュスターヴ、エドモンとその子息3名、つまり6名のロスチャイルド一族と、ピコ、シーグフリード、シェイソン、グリオレ（北部鉄道の取締役）で構成された。低廉住宅運動の指導者3人が「入閣」する異例の人事であった。[Dumont, 1991, p32]

事業の構想を固めるためにイギリスに派遣された視察団は、かれらの親戚ロンドンのロスチャイルド家が行っていた事業や、ロンドン市など自治体による住宅建設などをつぶさに視察した。だがピコらはこれまでの方針通り、公的支援をうけるのではなく、ピーボディ財団に倣って人道主義的に事業をおこなうのが最善と考えた。

他方で、ロスチャイルド財団は極めて斬新な方針を打ち出した。特定の建築家の設計案を採用するのではなく、財団が建築事務所を構え、そこに優秀な建築家を年俸制で雇用し、かれらに共同で建築プランなど作らせるというものである。財団は広く在野の叡智をあつめるためにコンクールを実施すると発表した。それは世間を驚かすに足る高額賞金付きのコンクールであった。但し条件としては、入選作品の著作権は財団が所有し、適当な時期に施工すること、コンクールは二段階審査でなされることであった。これはこれまでの慣行を根底から変更するものだったので、建築家からの反撥は相当なものだったが、事務局の粘り強い説明と高額な賞金がそれを抑えるのに役立った。⁵¹⁾

51) 一等賞の賞金は1万フラン、二等賞9千フラン、三等賞7千フラン、四等賞

理事会は1905年1月にコンクールの概要を公表した。用地はトゥルソー病院の跡地5,630㎡とすること（ブラーグ街に面しているので、後に「ブラーグ（ブラハ）街低廉住宅」と呼称される）、多層階の集合住宅とするが、労働者都市の印象を与えないこと、共有の廊下を避けること、各住戸は階段踊り場に面すること、収益性は3～4%として建築コストや賃貸収入の見積もりをつくることなどが、条件とされた。また付帯条項として、出来るだけ街区住民の好みや要望などを斟酌することが望ましいこと、共有設備はとくに制限を設けず、応募者の判断に任せることなどが付けられた。

[Dumont, 1991, p34]

コンクールには実に127名の応募があり、その設計案は匿名で市庁舎に5日間公開展示された。予想を遙かに上回る数の市民が展示会に押し寄せたことは、輿論の関心の高さを示していた。その後専門家による第一次審査が行われて25名の設計案が残り、さらに二次審査で7名に絞られた候補者の設計案が、一等賞から五等賞までにランクされた。コンクールは大成功で新聞・雑誌などもこれを大きく報じた。一等賞を取ったオギュスタン・レイの作品は、誰もその素晴らしさは認めたが、前評判の高かったトニイ・ガルニエの案が落選したことには驚きと異論が出たという。⁵²⁾

それはともかく、受賞者の設計案に共通するのは、「開放式中庭 la court ouverte」であった。パリの建物の多くはそれまでも、そして今でも、「閉鎖式中庭 la court fermée」が主流である。それは、中庭をぐるりと建物で囲むもので、私的土地所有と安全を優先した構造である。つまり余所者が簡単に建物内に侵入しないように入出口を一つにして、そこに守衛・管

6千フラン、五等賞4千フランであった。[Dumont, 1991, p41] これがいかに破格であったかは、同じ頃「低廉住宅フランス協会」が実施したコンクールの賞金が、50～100フラン程度であったことから、諒解される。

[Carbonnier, 2008, p60]

52) この方面の研究の第一人者である M. J. デュモンによれば、選考過程を記した資料はロスチャイルド財団の古文書館にもないと云う。[Dumont, 1991, p42]

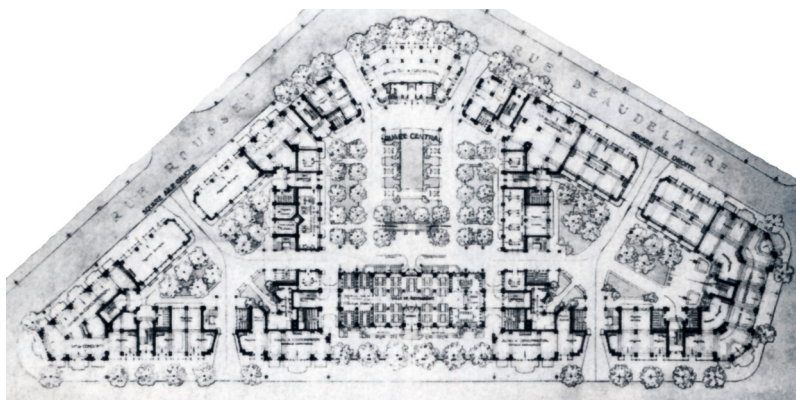


図3 オギュスタン・レイの受賞作品、地上階の平面図

出典 [Dumout, 1991, p50]

引用者註 中央には植栽に囲まれた庭園がある。またこの図からは判然としないが、レストラン、図書館、集会所、職人の仕事場、などが配されている。

理人 concierge を配置して監視するのに適した構造である。だが受賞作はいずれもこの慣習を覆すものだった。

一等賞に輝いたレイの作品は図3に見られるように、三つの通りにはそれぞれ二つの通路が設けられているが、プラーグ通りの面と、反対側の三角形の頂点付近は植栽が植えられている。これが開放式中庭であるが、これにより換気が敷地と建物内までうまく行われるとレイは考えた。つまり複数の通路を経て、外気が中庭から建物内を吹き抜け、またプラーグ通りから西風が雨を運んでくるので、これも幾分か抑制する注意が払われた。建物内の換気は、階段、踊り場から室内へ空気が流れ込むように周到に考えぬかれていた。さらに室内の換気にも細かい配慮がなされ、空気が下部から入り上部から抜け出るように、窓はギロティン窓にし、また食物が腐らないように食物貯蔵室は外壁際に造られ、隙間のある板から換気されるように設計されていた。[Dumont, 1991, p47-48]

採光についてもレイはさまざまな工夫や提案をしている。理事会が求める長い廊下はもとより放棄されていたが、暗い階段も「プロミスキューイ

テ」の観点から嫌われていたから、自然光を取り入れる工夫がなされた。室内の採光は、一日のうち数時間は室内に陽光が部屋の奥まで入るように、窓の位置と大きさ、天井の高さが計算された。(図4参照) [Dumont, 1991, p50]

実を云えば、公募の条件にあったように一等賞のレイの作品も、実際の建築にそのまま採用された訳ではない。だが、五等賞までの設計案がいずれも程度の差はあれ、「開放式中庭」^{クール・ウヴェルト}を採用したのはなぜだろうか。一等賞のレイ、二等賞のプロヴァンサルが、これほどまでに「光と空気」にこだわった設計をしたのはなぜだろうか。⁵³⁾

それは端的に云えば、建築家の脳裡にあったものが、「結核予防」という社会的要請だったからである。縷々語ったように、この時期には疾病や衛生関連の国際会議が相次いでヨーロッパの主要都市で開催されていた。⁵⁴⁾ その際論点となったのは、疫病と衛生・住宅の関係であり、焦点

53) 二等賞を得た H. プロヴァンサルも、レイ同様に、「一日数時間は真の日光浴ができる」アパルトマンの設計を手掛けた。それが、独特の《ルダン redan》という建築様式を構想させた。[Dumont, 1991, p68]

ところで、[中野隆生,1999]は、ロスチャイルド財団の低廉住宅を包括的に研究した唯一の邦語文献である。ただ残念なことは、レイやプロヴァンサルの受賞した設計案が検討されずに、実施に移された財団案だけが分析されたことである。このことがこのコンクールの画期的意義をやや軽視することに繋がったように思われる。というのは、氏は、「実をいえば、中略 一等とされたオーギュスタン・レイの構想をはじめ、オープン・コートがしばしば採り入れられていた。にもかかわらず、現実には建造物で敷地を取り囲むプランが採用されたのである。何故だろうか。」と問っているからである。[中野隆生,1999, p146]

だが私は、それ以前に、「なぜ受賞作品がこぞって開放式中庭(オープン・コート)を採用したのか」、が問われるべきだったと思う。なぜなら、「開放式中庭」こそが、従来のバリの建築様式を根本から覆す新機軸だったからである。中野氏の労作は、ロスチャイルド低廉住宅の空間編成や住民構成など緻密な分析と叙述で、フランス住宅史研究に新境地を開いたと評価されるが、本稿で扱う疫病、とくに結核と住宅衛生の関係という観点が稀薄であり、この点の解明に不十分さを残した。

54) 主な国際会議だけを拾っても、1899年ナポリ国際結核会議、1900年パリ国際衛生・人口会議、1901年ロンドン国際結核会議、1903年ブリュッセル国際衛生・人口会議、1905年パリ国際結核会議などがある。

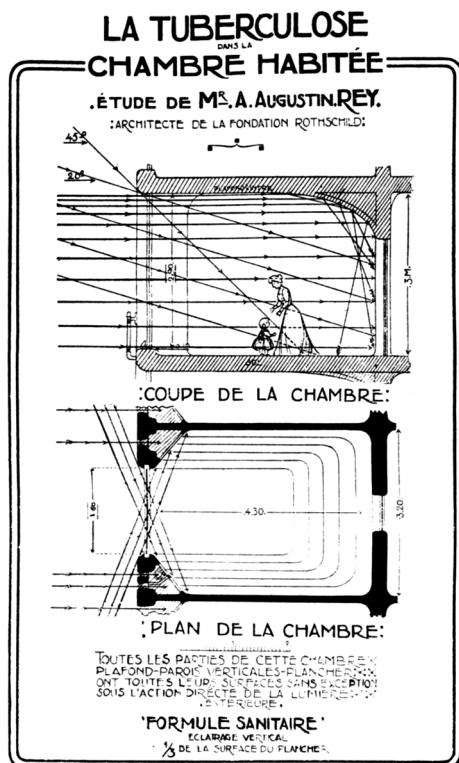


図4 オギュスタン・レイが1905年のパリ国際結核会議に提示した「居住室内における結核」

出典 [Dumout, 1991, p60]

のひとつは結核の防遏であった。

本財団の公募が開始された頃には、ジュイラが1894年から実施してきた「カジエ・サニテール（家屋衛生台帳）」の調査がひと段落し、その結果が公表された。ジュイラはこの成果を同年秋のパリ国際結核会議で報告し、パリでは毎年1万人以上が結核で死亡していること、なかんずく、都心部を中心に、「健康に害を及ぼす地区」が6つも存在するという衝撃的な事実を明るみに出した。かれは、これらに共通する特徴として、狭い道路、

狭い中庭，両脇の高い建物の存在をあげ，結論として「光と空気」の欠如が結核蔓延の社会的原因であるとした。「結核は何よりも暗闇の病気である」というかれの断定は，現代医学よりすればかなり偏った見方で承服できないが，当時は説得力をもっていた。こうした時代思潮が建築家に強い衝撃を与えたと思われる。レイは「結核防遏」を念頭におきつつ，「光と空気」を軸に都市住宅や都市計画を考えた最初の建築家であり，ごく短い期間であるが，「時代の寵児」となったのである。⁵⁵⁾

「光と空気」を軸に「開放式中庭」を採り入れたレイの作品は，財団の採用にはならなかった。その理由はもちろん不明である。⁵⁶⁾ 景観上の理由もあったかもしれないし，地上階にブティックを配すれば賃貸収入が見込めたから，経済的理由もあったかもしれない。いずれにしろ，建築事務

55) レイの受賞作では，家事使用人などが住む屋根裏部屋は廃され，代わって日光浴ができる空間（テラス）が創られていた。そこは夏は酷暑，冬は凍えるほど寒く，居住環境としても不適であっただけでなく，ジュイラの報告にあるように結核の巣窟だったからである。

レイは国内外の多くの会議に招かれて講演し，また作品を出品して数多くの賞を受賞した。少なくとも1910年頃までは，ヨーロッパにおける都市衛生と建築との第一人者の地位にあった。かれが関わったテーマは，結核と陽光，閉じ込められた空気と結核，居住室内における結核，労働者住宅内での洗濯と結核，屋根裏部屋の廃止など結核に関わるものが圧倒的である。さらに収用と都市計画，低廉住宅の合理的な配置などいわゆる「都市計画」にも言及した。[Dumont, 1991, p60] デュモンによれば，「建築界では以後50年間以上，《光と空気》が結核撲滅の十字軍に入隊する旗印となった。」という。[Dumont, 1991, p40]

56) デュモンは，ブラーグ街の三角形の用地の形状と狭さが，レイの構想を実現するには無理があったと云うが，[Dumont, 1991, p54] 説得力に欠ける。また，中野隆生は，オープン・コート不採用の「最大の理由は住民監視の必要性にあった。」という。全体に氏の論調には，入居する労働者に建築家なり財団が，「監視」の眼を向けていたことが，やや強調されすぎているように思える。[中野隆生, 1999, p146sq]

というのは，ブラーグ街低廉住宅にも4名の守衛が置かれたが，かれらの仕事は多岐に亘るからである。もちろん主要な任務は出入りのチェックだが，他に階段や中庭の維持管理，補修個所の点検，郵便物の保管や配達，洗濯所や浴室などの点検，時には家賃の徴収と領収証の手渡しなどである。かれらは財団から「清潔さの代理人」の役割を与えられていたという。[Carbonnier, 2008, p161]

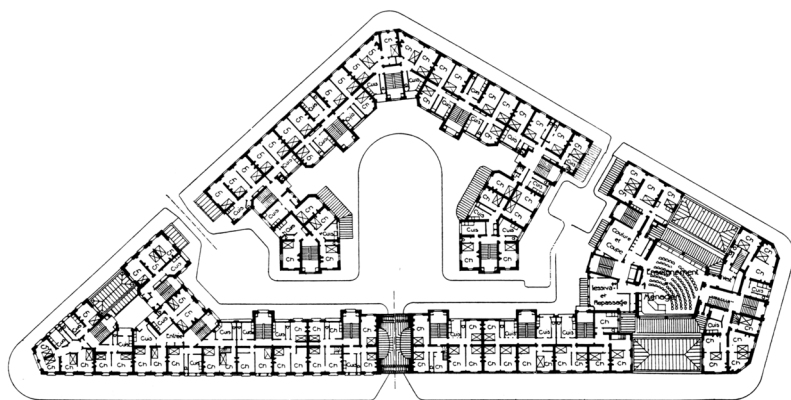


図5 プラージュ街低廉住宅、2階平面図

出典 [Dumout, 1991, p86]

引用者注 右手に裁縫室、洗濯・アイロン室、主婦教育のための集会室が配されている。

所首脳部との意見の衝突があったことは確かで、レイは財団設計事務所を早々と辞めてしまった。その後を襲ったのは二等賞を取ったプロンヴァンサルで、かれが中心となってプラージュ街低廉住宅は設計され建設され、1909年に竣工した。（図5）

プラージュ街低廉住宅には開放式中庭は採用されず、敷地は店舗が入る建物でぐるりと取り囲まれ、三つの通りに一つずつ通用門が設けられる昔からのスタイルが採られた。建物は地上8階建て、地下1階、建坪3,250㎡の建物であり、立派なファサードが付けられ、労働者住宅のみじめさを払拭するに十分であった。住戸は全部で321戸あり、住民の家族数に応じて四寝室住戸から、単身女性向けの一寝室住戸まで用意されていたが、主流は二寝室住戸であった。家賃はその広さに応じて最高540フランから200フランまで設定された。

建物設計上の特徴は、理事会の求めたように、長く暗い廊下は廃され、階段の踊り場から住戸に入る構造であった。なるべく住民同士が顔を合わせないように、一つの踊り場から左右二つの住戸に入るのを基本とした。

換気と採光を重視するレイの思想は受け継がれたようで、各住戸内の寝室、台所、トイレには通りや中庭に開く窓が必ず設置された。[中野隆生,1999, p144] 住戸の部屋は小さいが独立しており、台所は多目的に使用されることを想定してやや広めに採られた。

我々の関心から云えば、住戸「内」に上水道、ガス、水洗トイレが備わったことは瞠目であった。こうして労働者家族が家で簡単に食事をつくることができるようになり、手足や顔を洗え、歯を磨くこともできるようになった。水洗トイレの設置により、固定式便槽の汲み取り作業の不快と悪臭から解放されただけでなく、前述したコレラや腸チフスなど経口伝染病の危険因子も取り除かれることになった。ようやく労働者階級も「水の恩恵」に浴することができたのである。⁵⁷⁾

「身体衛生」に関連して特筆すべきは、地階に共同洗濯所がつくられ、80箇所の洗い場と洗濯釜、脱水乾燥機が設置されたことである。財団は住民が頻繁に洗濯するように督促し、週12kg以上洗濯した女性には優遇料金を適用した。[中野隆生,1999, p151; Dumont, 1991, p84] さらに地階には男女別のシャワーが設置され、浴室のある共同浴場も設けられ、これまた財団により身体を清潔に保つようにシャワー・入浴が奨励されたのであるが、住民に浸透するには大分長い時間を必要とした。

共用施設はレイのプランがかなり生かされて実現した。上記の共同洗濯所やシャワー室、浴室のほか、図書室、集会室、育児所、レストラン、医務室、「通夜の部屋」などが設けられた。⁵⁸⁾ 低廉住宅運動のリーダーらは、

57) これは「快適 confort」に属することだが、25サンティーム硬貨を投入すれば、一定時間電気照明も利用できるようになった。

58) 医務室はディスプレイの機能を併せもっていた。つまり怪我や軽度の病氣治療をする傍ら、結核予防の啓蒙活動もした。さらに後段で述べるように、住民の病氣や健康に関する調査、つまりカジエ・サニテルのような情報収集にもあたっていた。

さらに、シェイソンが労働者都市から学んだ主婦学校、娘学校なども開かれて、労働者の妻としての料理・裁縫・洗濯・修繕・アイロンがけ、家庭を維持する素養や技術などが教授されたし、そのためにミシンも貸与された。

こうした共用施設での利用を通してブルジョワ的生活作法を、労働者に身につけさせようと狙ったものだが、一部には労働者のイニシアティブを損なうのではないかとか、社会主義者に逆用されるのではないかと、という懸念もあった。とはいえ総括的に云うなら、プラーグ街低廉住宅は労働者・職員の居住環境水準を一挙に引き上げ、後の低廉住宅に強い衝撃を与えた。ジャーナリズムは、これを「低廉住宅のルーヴル（宮）」と呼んで高く評価した。

ロスチャイルド財団は実はプラーグ街低廉住宅の竣工以前に、ふたつの低廉住宅を建設していた。ひとつは1907年に竣工した、11区マルシェ・ポパンクール街低廉住宅である。これは通りに面した狭い用地に、74住戸を擁する低廉住宅であった。もう一つが、19区ベルヴィル通りに建設した102住戸を擁する低廉住宅である。このふたつはともに労働者街区であり、それに適した設計が採られた。例えば、ベルヴィル低廉住宅では食堂を設けず、広めの台所で食事ができるような配慮がなされた。だが両者とも室内に水洗トイレが設置された。[Dumont, 1991, p83]

プラーグ街低廉住宅の3年後に造られたのが、15区のパルギュ街低廉住宅である。これまたある意味で大胆な試みであった。つまり管理の問題から疎んぜられてきた「多子家族」を対象にしたことである。19世紀のパリでは子供のいる家族が、賃貸アパートマンを借りることは大層難しかった。大家は、うるさい上に建物や階段を汚され、器物などを傷つけられることを恐れたし、水の消費が増えて料金が増大するのを嫌ったからである。[Rousselle, 1911, p12]

ロスチャイルド財団は敢えて多子家族を引き受けることにした。パルギュ街低廉住宅は全部で206住戸だが、四室住戸が主であった。部屋には集

面白いのは付属施設のレストランでは、調理した暖かい惣菜が一日二度販売されたことである。それは前述の料理教室でのメニューを実際に調理したもので、いわば見本だった。老齢者や病人、子供には食事療法に則った料理が供されたという。[Dumont, 1991, p85-88]

中暖房が入り、折り畳みベッドや三段ベッド（これは「移民のベッド」と呼称された）が付いていた。さらに画期的なのは、共用施設の利用を、住民だけではなく近隣住民にも開放したことである。プラーグ街低廉住宅の共用施設は赤字だったので、その反省の上に、洗濯・シャワー・浴室の利用や主婦学校への参加に、安価な利用代金で近隣住民を引き入れようとしたのである。ほかにディスパンスールが開設され、慢性疾患患者（恐らく結核患者）のために隔離部屋や、産室も設置された。付言すれば、この低廉住宅を設計したのはプロヴァンサルで、かれは光と空気をふんだんに取り入れようと、建物が平面的にみると凸形状の「ルダン」という独特の建築様式を採用したのである。[Dumont, 1991, p90-91]

さらに第一次大戦を挟んで1919年まで建設に6年も要して造られたのが、18区マルカデ街低廉住宅で420住戸を擁した。つまり20世紀初めの十数年の間にロスチャイルド財団は、五つの低廉住宅棟、計1,125住戸を造り主に労働者家族を住ませたのである。[Dumont, 1991, p168]

これに触発されて幾つかの財団が設立され低廉住宅事業に参入した。なかで、質量ともロスチャイルド財団に匹敵する事業をなしたのは、ルボディ財団であろう。この前身は1889年創設の「労働者の家グループ」であり、ルボディ夫人が実質上の経営者であったが、最後まで表に出ることはなく、E. アトンを介して運営していた。⁵⁹⁾ 1905年にロスチャイルド財団が低廉住宅事業に参入し成功を収めると、この組織も公益財団として認められるように定款を変更し、大々的にこの事業に参入した。1917年にルボディ夫人が没すると、その貢献に敬意を表して、名称を「マダム・ジュール・ルボディ財団」と改称した。事業は、1900年の13区ジャンヌ・ダ

59) というのは、製糖業を営む彼女の夫がユニオン・ジェレラル銀行の破産に関与していたが、それがスキャンダラスな事件となったからである。彼女がこの事業を始めたのも、その贖罪の意識からであったという。[Dumont, 1991, p173]

ルク街低廉住宅の72住戸を皮切りに、1905年以降は建築家ラビュシエールを擁して、さまざまな労働者向けの低廉住宅を民衆街に建設し続けた。⁶⁰⁾

建築家ラビュシエールは、人の出入りを監視しやすい「閉鎖式中庭」を好んでいたが、レイの受賞作品に影響を受けて、幾つかの低廉住宅には「開放式中庭」を採用した。さらにレイの影響は、ラビュシエールの戦前最後の仕事であるサイダ街低廉住宅にも見られる。つまり小さな住居棟を幾つか繋ぎ合わせて全体を造り、縦と横の階段から「光と空気」を室内にふんだんに取り入れるプランを施工したのである。[Dumont, 1991, p55]

ルボディ財団は、ロスチャイルド財団と競うように低廉住宅建設に邁進し、第一次大戦前には計750住戸、それとほぼ同数の単身者向けの部屋を建設したのである。

第4節 公的イニシアティブと低廉住宅

ロスチャイルド財団やルボディ財団が低廉住宅の質、とくに衛生に関わ

60) ルボディ財団が造った第一次大戦前の低廉住宅を簡略に示すと次のようになる。

15区アミラル・ルサン低廉住宅：1907年竣工，131住戸，2，3，4部屋のタイプ，独身用住宅あり，開放式中庭，入浴・洗濯は共用施設，図書室あり（利用者一日平均二人と低調。失敗）

12区ドメニル街低廉住宅：1907年竣工，183住戸，職員向け住戸と労働者向け住戸の2種類，図書室は不人気で遺体安置所に改築。

12区シャロンヌ街男性用ホテル：1911年竣工，9m²の735室，レストランから床屋まで生活に必要なサービスあり，1918年に陸軍病院を経て救世軍に売却される。

15区クロンシュタット街低廉住宅：1913年竣工，151住戸，2，3，4室住戸，他に退職した裁縫女性労働者のための組合が借り上げた部屋あり。

20区ボワイエ・ダナン・ピダソワ低廉住宅：358住戸，2，3，4室住戸，他に独身女性用の部屋あり。

15区サイダ低廉住宅：1913年竣工，開放式中庭，60住戸，4室住戸，4人以上の子供を擁する家族，「快適」設備なし，浴室，地下倉庫，洗濯は共用。他に高齢者向け14室のステュディオ，1914年竣工 [Dumont, 1991, p173-174]

る水準を大きく引き上げたことは間違いない。その意味では、イニシアティブ・プリヴェを推奨するピコ・シェイソン・シーグフリードら人道主義者の狙いは、成功したと云える。またこれと並んでパリにはいくつもの低廉住宅会社が創設され、規模は小さいが労働者・職員向けの住宅を提供したことも、忘れてはならない。⁶¹⁾ だが、量的にみれば、イニシアティブ・プリヴェの低廉住宅運動に限界があるのは、誰の眼にも明らかであった。

住宅危機

パリなど大都市で住宅建設するには、地価が高いため用地取得費用は高むし、さらに衛生・快適設備を備えれば、アパルトマンの建築費用も高くなるざるを得ない。したがって、収益を含む家賃水準も高くなるざるを得ない。パリでは、第二帝政末に庶民住宅の標準は年間家賃300フランであったのに、20世紀初めには500フランに跳ね上がった。それでも家賃500フラン以下の物件は相対的に減少し続けた。（図1参照）

住宅問題をいっそう激化させたのは、一段と激しさをますパリへの人口流入であった。1900年パリ万博に伴う労働力需要は、地方からの出稼ぎ労働者を引き寄せた。加えて、経済は19世紀末の大不況を脱し、「ベル＝エポック」と呼称される未曾有の活況を呈したから、引き続きパリへの人口移動は止むことはなかった。こうしてパリは、20世紀初めには、1世紀前の6倍弱、半世紀前の3倍弱に相当する人口289万人を数えるに至る。郊外を含めたパリ圏では、415万人にも達するメガロポリスに成長したのである。[Sellier, 1921, p23]

61) 主要な低廉住宅会社を挙げると以下の通りである。「慈善協会」、「パリ経済住宅会社」、「低廉・衛生住宅会社」、「多子家族のための経済住宅会社」、「ル・プログレ（発達）」、「A. et J. ヴェイユ財団」、「セーヌ経済住宅会社」、「郵便・電報婦人の家」、「衛生庶民住宅会社」、「第16区低廉住宅株式会社」、「ル・フォワイエ」、「ラ・セキュリテ」、「空気と光」、「解放」、「サンジェ・ポリニャック財団」、「イヴォンヌ・ドゥ・グイ・ダルシイ財団」など。[Dumont, 1991, p167-180]

だが、増大する住宅需要に市場経済が適応できないことは、ある意味では自然であった。パリ市内の土地面積は限られており、空間容積も限度があったからである。イニシアティブ・プリヴェによる低廉住宅建設は健闘したのだが、量的な充足では限界があったことは、前述の通りである。かくて20世紀初めには「住宅危機」が再燃した。住宅危機は、民衆向けの住宅不足と家賃高騰となって現象した。家賃は1900年から11年の間に、年間家賃250フラン以下の住宅で19%、同250～499フランのカテゴリで16%も値上がりした。⁶²⁾ [Rousselle, 1911, p8] これと符合するように、労働者家族の家計に占める家賃の比率は、第三共和政初めの19%から第一次大戦前夜には24%にまで増大した。⁶³⁾ [Lescure, 1992, p226]

住宅危機は借家人らの抵抗を惹き起した。19世紀を通じて、借家人は大家を「禿げ鷹」と呼んで毛嫌いし、軽蔑していたが、19世紀末には折からの無政府主義運動と呼応して、公然と大家・所有者への抵抗を示すものが現われてくる。それまでも頻繁に行われていた「夜陰に乗じた引っ越し」が組織的になされた。⁶⁴⁾

62) その背景にパリの地価高騰があった。「パリの未開発地の㎡当たり販売価格指数」(1910年=100)は、1860年に26だったが、69年には54と2倍強となり、一旦落ち着いていた地価が、1890年60から、99年82、1910年100と上昇した。つまり、第二帝政期のオスマン都市改造と、90年代以降の人口急増と好況の二つのブームによって、この半世紀に地価は4倍に跳ね上がったのである。[Shapiro, 1990, p63]

住宅危機の一面は、空き住戸の急激な減少によっても確認できる。直接税委員会が調査したデータによれば、1899年には42571住戸あった空き住戸は、1906年には31,186住戸に、さらに1911年には10,795住戸にまで75%も減った。500フラン以下の低家賃の空き住戸は、1899年の26,226住戸から1911年の6,182住戸まで77%も減少した。[Rousselle, 1911, p10]

63) 別の歴史家は、第一次大戦前夜のパリでは、労働者の稼ぎの15%が家賃の支払いに当てられていた、それでも法外な水準だったと述べている。というのは、労働者は稼ぎの大部分を肉やバター、砂糖などの食費に費やしており、エンゲル係数は70%を遙かに超えていたからである。[Magri, 1989, p99]

64) 当時は、引っ越し業者が二輪の手押し車を引いて、家財道具などの荷物を運んでいたが、その際に、往來でその存在を示すために鐘を鳴らしたので、「鐘の鳴る引っ越し déménagement à la cloche」と呼称された。「木の鐘の引っ越

だが20世紀になると、これが白昼堂々と、鳴り物入りで行われた。絨毯職人のコシャンが1911年に創設した「借家人組合」は、四旬節の中日に馬車を飾り立てて、ファンファーレを鳴らして引っ越しをおこない、沿道の民衆に大家の横暴を訴えた。また1912年にはコシャンは、15区のある通りの建物に赤旗を立て、女や子供でバリケードを築き、大家による住人追放に抗議した。さらに翌年6月にはアントワーヌ・ロシュフコー伯爵夫妻が、16区ランヌ通りに住んでいた邸宅を去り、その使用を18カ月間許されると、そこに子ども35人を含む8家族を住ませた。[UNFOHLM, 1994, p26] 子沢山の労働者家族の住宅困窮を世間に知らしめる効果があったという。

借家人組合は僅か二年で解散したが、第一次大戦後の住宅危機の折に再び結成され、その後消長を繰り返しつつ、大家の権利制限、とくに家賃設定自由の制限、借家人追放の制限などを主張し続けた。⁶⁵⁾ [Magri, 1989, p106]

し *déménagement à la cloche du bois*」というのは、その「鐘の鳴らない引っ越し」で、払うものも払わずに、夜中に密に行われるのを常とした。[UNFOHLM, 1994, p27]

ところで、大修館『新スタンダード仏和辞典』では、「木の鐘の引っ越し」を、「教会で聖木曜日の午後から聖土曜日の朝まで、鐘の代わりに木鐘を鳴らすことから、夜逃げする」の意と記している。だが、当時は三カ月毎に家賃は前払いすることが求められており、通常は契約期限が切れる月の8日に次の三カ月の家賃を前払いすることが求められた。「夜逃げ」は、その期限直前に行われることが普通だったのだから、仏和辞典で云うように、教会の鐘や曜日とは関係がないのではないかと思われる。

1887年にゴジェヌ・ポティエが書いた詩「不衛生な住宅」には、次のような一節がある。「今日は8日、家賃支払日だ、だけど我々には一文もない、でも俺は決然と秃げ鷹を待つ、奴がやって来たら、首を絞めて殺してやる」と。[Magri, 1989, p98; 中野隆生, 1999, p118]

- 65) 1918年には「フランス及び植民地借家人連合」が結成され、19年には35連合、10万人の加盟者を数えたが、とりわけセーヌ県連合は5万人もの加盟者がいた。これが翌年には3倍規模になり、政府に家賃政策を強く求めた。[Magri, 1989, p102]

公的イニシアティヴ

住宅危機の深化は民衆の住宅問題を政治的課題に押し上げた。パリ市議会では1905年のH. チュロの報告の後、二つの法が制定されたこともあり、住宅問題の論議は中断していたが、事態の進行がこれを再び俎上にのせた。1911年にはルセルによる「パリの住宅危機と多子家族のための低廉住宅建設について採りうべき方策」の報告があり、これに基づいて活発な討議がなされた。その結果、市議会は低廉住宅建設のための1億フランの借款の検討、低廉住宅建設のための市有地探し、コンクールの実施、パリ公的扶助機関から多額融資を引き出すための交渉、などを採択した。

[Rousselle, 1911, p1-26; Dumont, 1991, p161]

翌1912年には、社会主義者と急進社会主義者ら4名による、「住宅危機と低廉住宅の建設に関する低廉住宅委員会報告」があり、三会期に亘って論議された結果、市議会は次のような決議を採択した。政府に、自治体が低廉住宅を建設・管理する自治を認めるように要望すること、低廉住宅建設のために市壁の跡地10haを確保すること、政府に、パリ市が低廉住宅を直接建設するため2億フランの借款をすることの承認を求めること等であった。[Rousselle et al, 1912]

これらの動きは、イニシアティヴ・プリヴェに頼る低廉住宅建設だけでは住宅問題を解決できないことを、パリ市議会が自覚し、パリ市が低廉住宅の建設や管理にのりだす決意を表明したと見てよいであろう。結核蔓延や借家人組合の結成、借家人のデモンストレーションが、市議会や政府にその決断を迫ったのである。その成果はすぐに二つの法律に結実した。一つが1912年7月13日の法であり、他の一つが1912年12月23日のボンヌヴェ法である。

1912年7月13日の法は、パリ市が低廉住宅の建設・取得・衛生化などに、総額2億フランを支出することを許可したのである。そして、低廉住宅の一部は、16歳以下の子どもを3人以上擁する多子家族に当てられる

べきこと、2億フランのうち5千万フランは低廉住宅会社に融資されるべきことも、この法で定められた。総額2億フランという前代未聞の予算額と、パリだけを特別扱いして立法化するというこの異例の裡に、パリにおける住宅危機の深刻さが窺える。

1912年12月23日法、通称ボンヌヴェ法は前記の法をフランス全体に一般化したものと考えられる。提案者のローラン・マリ・ボンヌヴェはローヌ県生まれの弁護士で、リヨンにおける絹織物業の女性労働の実態に詳しく、また住宅問題の解決に公的イニシアティブを発動させる必要を主張していた。[Guerrand, 1989, p68] ボンヌヴェ法案は、国会論議では大した異論もなく全会一致で可決された。これも異例のことであった。⁶⁶⁾

ボンヌヴェ法の内容で革新的なことは次の二つであった。一つは、「低廉住宅公社 Office publique d'H.B.M .」の創設である。これは、自治体が直接低廉住宅を建設することや、管理することは否定されたが、別途創られる「公社」がその任に当たるという内容であった。低廉住宅公社はコンセイユ・デタのデクレにより、一つまたは複数の自治体議会の要請で創設される公的機関で、低廉住宅の建設・装備・管理の権限をもつとされた。その理事会は、関係団体からそれぞれ三分の一づつ選出される理事により運営される。⁶⁷⁾ 低廉住宅公社は後述の多子家族向けの低廉住宅の管理を

66) もちろん異論がない訳ではなく、社会党のマルセル・サンバなどは、家賃抑制やパリ市の低廉住宅の「直接建設」などを主張していた。またシーグフリードはイニシアティブ・ブリヴェを強調しつつ、妥協的な «régie intéressée», つまり「民間企業と公権力のパートナーシップ」の形態を提案した。ボンヌヴェはこれを土台にして、「低廉住宅公社」を提案したのである。[Bullock & Read, 1985, p511-516]

現代の政治家キヨは、ボンヌヴェを支持して次のように云う。自治体が直接建設し、これを管理することは、イギリスやイタリアが犯したように、政治家たちが選挙を慮って、低い家賃を設定して賃貸させるような愚を犯すことになる。低廉住宅公社を創設して、これにその業務を任せただことは、賢明な用心深さだったと。[Quillot, 1989, p12]

67) 理事18名の内訳は、県知事の任命による者6名、市または県議会の指名する者6名、低廉住宅支援委員会等から選出される者6名である。[Guerrand, 1989, p70; 吉田克己, 1997, p406]

担う。また公社は、貯蓄預託金庫や慈善団体などを介して国家からの融資を受けることもできる。さらにその権限は、低廉住宅だけでなく、洗濯所・浴室・保育施設などの共用施設や労働者庭園にも及び、とされた。

もう一つ同法の画期的な点は、自治体が多子家族のために低廉住宅を「直接建設」することができる、としたことである。但し住宅管理は公社に委ねる。また自治体は多子家族を入居させている低廉住宅会社には、家賃補助というかたちで補助金を与えることもできる、とされた。多子家族がこのように特別の配慮を受けるようになったのは、前述した大家による入居忌避だけでなく、過密居住が、結核など伝染病の家族内感染を惹き起すと懸念されたからである。⁶⁸⁾ さらに翌年成立する家族手当制度とも密接に関連するのだが、フランスにおける人口減少、とりわけ出生率の低下への配慮も働いていた。⁶⁹⁾

ボンヌヴェ法はイニシアティヴ・プリヴェを蔑ろにした訳ではない。寧ろこれまでの低廉住宅法以上に、それを発揚する意図が込められていた。すなわち、貯蓄金庫と貯蓄預託金庫の留保金から低廉住宅会社への融資枠を、これまでの5分の1から2分の1にまで大幅に拡大したのである。幾つかの都市ではこれらの金庫から低廉住宅への投資がなされていたが、全体として見ればまだ低い水準にあり、その回路を大きく拡げて資金誘導を

68) 当時は「過密居住」については、J. ベルティヨンのかなりラフな基準が適用されていた。つまり、一室に二人以上居住していれば、「過密居住」とされたのである。

69) フランスの人口減少は19世紀末以降顕著になるが、いま、1901年と11年の英仏独の出生率と死亡率を比較すれば、次の通りである。

出生率（死産を含まない。人口千人対）は、1901年：英28.5、仏22.0、独35.7であり、1911年：英24.3、仏18.7、独29.5。

死亡率は（人口千人対）、1901年：英16.9、仏20.1、独20.7であり、1911年：英14.6、仏19.4、独17.3。[Bruno, 1925, p365]

つまり20世紀初頭のフランスは、他の二国に較べて、出生率は遙かに低いのに、死亡率は両国よりも高い。二つの年度を比較しても、フランスの死亡率はさほど低下せず、逆に出生率は大きく低下している。人口危機が強く意識される所以である。

意図したのである。⁷⁰⁾

パリ市はこれらの法に則り、翌1913年に、多子家族向け低廉住宅のコンクールを募集した。応募作品は111件を数える盛況だったが、用地の手違い等からご破算になり、コンクールを三度も行う羽目になった。その建設は、戦争による中断があったため10年もの年月を要したのだが、15区エミール・ゾラ通り40番地には、3寝室を備えた中産層向け低廉住宅が143住戸、13区アンリ・ベック通り1番地には低所得層向け低廉住宅92住戸が竣工した。⁷¹⁾ [中野隆生, 1999, p266; Guerrand, 1989, p70]

肝腎の低廉住宅公社は、1913年にシャラント・マリタイム県のラ・ロッシュェルに最初に創られたのを皮切りに、翌14年にはパリでも創設された。特筆すべきはパリ低廉住宅公社の陣容で、ロスチャイルド財団の事務長F. シュネーデルが管理部門の長に招かれ、さらにルポディ財団の建築家ラビュシエールも公社の代表理事に招請され、後にはロスチャイルド財団の建築家プロヴァンサルもこれに協力してゆく。こうして、ロスチャイルドとルポディ両財団の低廉住宅設計と建設のノウハウが、パリ低廉住宅公社に継承されてゆくのである。⁷²⁾ シュネーデルはパリ市などからの干渉を排除しつつ、同公社を「真の責任ある発注者 maître d'ouvrage」に変えたと云われる。[Dumont, 1989, p77]

「パリ市低廉住宅」部局とパリ低廉住宅公社は、それぞれ守備範囲を異にしつつ、戦間期には精力的な活動を展開し、民衆へ低廉住宅を供給した

70) 貯蓄金庫から低廉住宅への融資額は、1904年の346万フランから1913年には950万フランへと増加しているが、利用可能な額1億フランには遠く及ばなかった。貯蓄預託金庫からの同融資も2,200万フラン程度で、「法定の枠」(原資総額)5,600万フランの半分以下であった。[吉田克己, 1997, p405]

71) アンリ・ベック街低廉住宅は、その当時の民衆のライフスタイルを考慮して、食堂と台所を兼ねる共同部屋を軸に空間が設計され、トイレも室内には設置されなかった。そこにはパリ市当局の底辺労働者への侮蔑的な眼差しが感じられるという。[中野隆生, 1999, p268]

72) だがロスチャイルド財団の第2世代は、親たちほど低廉住宅事業に熱意をもたず、新規の事業を展開しなくなり、既設の財産管理だけをするようになる。

のである。⁷³⁾

結びにかえて

フランスの住宅改革運動が本格化したのは1880年代である。1889年パリ万博と、国際労働者住宅会議を母体にして誕生した低廉住宅運動は、ピコ、シェイソン、シーグフリードという傑出したリーダーによって、フランスに独自の「住宅文化」を構築するのに貢献した。かれらは師と仰ぐル・プレに倣って、低廉住宅運動に独特の社会的意味づけをおこなった。つまり、低廉住宅を労働者・職員に「取得・所有」させることを、戦略的に考えたのである。住宅を取得・所有するためには、労働者は「儉約と貯蓄」の習慣を身につけねばならない。「儉約と貯蓄」を励行するには、酒場通いと飲酒癖を止めねばならなくなる。財産をもたない労働者・職員が「所有へ接近」すれば、かれらはブルジョワ社会に親和的になり、ブルジョワ社会秩序の安定に資するに違いないと、かれらは考えた。つまり、住宅取得・所有は、モラルの向上とセットで構想された。そしてこの事業を推進するのは、広い視野と高い徳をもち、財力にも恵まれた企業経営者であるとされた。これがイニシアティブ・プリヴェの主体である。

その範例がミュルーズの労働者都市であった。そこでは住戸に付いた庭畑が、労働者の「悪癖」を矯正する手段と構想された。

これが社会経済学派の戦略だが、それはパリなど大都市では初めから無理があった。「独立小住宅 pavillon」はもちろん、連棟形式の「家屋」でも住宅単価は高くなり、労働者には手が届かない。「所有権の取得」はか

73) パリ市低廉住宅部局は、第一次大戦前夜から1933年までの間に、パリ市の主に北部、東部、南部の民衆居住区に、48の低廉住宅群、計10,373住戸を建設した。これらは主に多子家族向けだったという。またパリ低廉住宅公社は、同じ時期に主に北部18区に、13の低廉住宅群、計5,462住戸を建設した。[Dumont, 1991, p169-171]

くて放棄される。多層階の家屋を建て、その一部を賃貸住宅（アパートマン）とする方策が、現実的な解決策として浮上するのである。

社会経済学派の尽力で1894年シーグフリード法が制定され、イニシアティヴ・プリヴェによる「集合住宅」の建設が本格化する。ところが、その建設主体は、ピコやシェイソンが期待するほど現れなかったし、預金供託金庫も貯蓄金庫も、その留保金を低廉住宅会社に融資するのに慎重であった。

その中で例外的に成功を収めたのが、ロスチャイルド財団とルポディ財団である。両財団は競うように、健康的で現代的な低廉住宅を設計し施工した。一等賞を取ったレイの設計プランはそのままでは実現されなかったが、「開放式中庭」に象徴される「光と空気」を、建物と住宅内に採り入れようとするかれの思想は、建物の随所に採用された。その設計思想には「社会的災厄」のひとつ、結核を如何に予防するか、という社会的要請が投影されていたのである。⁷⁴⁾

ロスチャイルド財団のそれを筆頭に20世紀初めに建設された低廉住宅は、これまでの労働者住宅の質を格段に引き上げるのに貢献した。なによりも、水まわりが整備された。住戸内に上水が引かれ、水洗トイレが設置され、したがって家庭廃水が直接下水本管に排出されるようになった。公衆衛生がようやく身体衛生と結びつき、民衆は「水の恩恵」を享受できるようになった。とはいえ、水にまつわる身体衛生が定着するにはそれなりの時間を要する。また採光と換気の改善は、住戸内の湿気を取り除き伝染病の温床を取り除くことに貢献した。

74) この二つの財団は住民生活の細部にわたる調査をしていた。とくに出生率、病気流行、罹患率、死亡率などのデータを集計した。その結果、病気の発生頻度や、病死死亡率などでは、低廉住宅住民の方が近隣住民よりも低いことが判明したという。衛生的な住環境のなせるわざであろう。だが出生率は、設立者が期待した程の著しい差はなかった。つまり住民1家族当たりの子ども数は平均2人で、近隣住民と変わらなかったのである。[Dumont, 1991, p98, 108]

社会経済学派の戦略は20世紀初めにはかなりの程度変更を余儀なくされた。少なくともパリなど大都市では、「独立小住宅」、「所有権取得」、「モラル向上」戦略は後退し、代わって「賃貸」「集合住宅」における「衛生と健康」の確保が、低廉住宅の基本戦略となった。また、両財団の成功とは裏腹に、イニシアティブ・プリヴェだけに頼る低廉住宅運動には、限界があることがはっきりしてくる。公的イニシアティブに応援を求めることが時代の要請となった。

第一次大戦前夜の住宅危機を契機にボンヌヴェ法が制定され、低廉住宅史に一転機が訪れた。公的イニシアティブの容認である。だが、公的イニシアティブによる低廉住宅建設が稼働し始めたところで、戦争が勃発し活動は中断を余儀なくされ、本格的な稼働は1920年代以降に持ち越される。この間、住宅問題は、家賃モラトリアム、出征兵士の復員、戦後のベビーブームなど、いっそう複雑で解決の難しい問題を抱えることになった。

第一次大戦前にその兆しが見えていたが、戦間期に低廉住宅運動はその性格を変えてゆく。初期のイニシアティブ・プリヴェで創られた低廉住宅の多くは、労働者の上層部を対象にしていたが、ボンヌヴェ法やパリ低廉住宅部局はその対象を低所得層に、しかも子沢山の低所得層にまで拡大した。他方で、戦間期の「中程度家賃住宅 HLM」は、対象を都市中産層に広げた。つまり戦間期には、建設主体も多様化し、入居対象階層も低所得層から中産層まで拡大したのである。「低廉住宅」は広義の「社会住宅」へとその性格を変えてゆくことになるだろう。

ところで公的イニシアティブの中核となるフランスの「低廉住宅公社」方式は、イギリスのいわゆる「自治体社会主義」とは一味違うものとして登場してきた。それはある意味では政治的妥協の産物かもしれない。社会経済学派は最後の抵抗として、イギリス流の自治体による「直接建設」を回避することに尽力したが、それはキヨの云うように、賢明な選択であったと云える。

低廉住宅の建設主体が、イニシアティブ・プリヴェから公的イニシアティブに徐々に代わるといっても、住宅形態がおしなべて賃貸＝集合住宅にとって代わられる訳ではない。地方や都市郊外では、分譲方式の連棟式家屋が好まれたようである。1928年7月13日の法、ルシュール法は5年間で全仏に20万住戸の低廉住宅を建設する、うちパリ都市圏では61千住戸を建設する計画をうちだしたが、パリ圏ではその40%は「中程度家賃住宅 HLM」の集合住宅で、後に住民に譲渡される「取得・所有」の住宅であった。[Guerrand, 1989, p93; Dumont, 1991, p138]⁷⁵⁾

戦間期に注目される低廉住宅は、パリ郊外に建設された「庭園都市 *cité jardin*」であろう。パリ郊外は、パリ市街から溢れ出た人々で19世紀末から急膨張し、都市インフラが整備されないうちに、住宅が雨後の筍のごとく建設された。民間不動産業者の用地の細分割、その上に建てられる安普請の家の多くは、衛生に不備を抱えていた。そこに低所得の人々が犇めくように住んでいた。

1915年に設立された「セーヌ県低廉住宅公社」は、精力的に労働者・市民の住宅問題の解決に乗り出してゆく。この長についたのがアンリ・セリエであり、公社はパリ郊外に広大な土地を購入し、無秩序開発の進行を抑えつつ健康的で文化的な低廉住宅をつくることに専念した。かれの功績の一つは、戦間期に造られた15もの庭園都市であった。⁷⁶⁾

中でもっとも世に知られたのが、パリの西郊シュレーヌ庭園都市である。これについては中野隆生氏の意欲的な研究があるので多くは語らない。

75) これら中程度家賃住宅 HLM は、当初は独立小住宅として構想されたが、セーヌ県議会はそれを諦め集合住宅にした。だが、それは面積も低廉住宅より広く、また食堂・浴室、あるいはエレベーターが設置されるなど概して贅沢で、事務系職員・下級官吏など「19世紀の価値体系秩序に与する人々」を対象にしていた。[Guerrand, 1989, p93]

76) その地名表記は、以下の文献では4つほど合わない。[Bullock & Read, 1985, p372; Burlen, 1989, p85; 中野隆生, 1999, p274] これらの庭園都市には、集合住宅10,704住戸、独立小住宅2,549住戸が建設された。それらはいずれも都市景観が重視された。[Burlen, 1989, p85]

[中野隆生 2005: do-, 2009]ただひとつ、中野隆生氏がほとんど言及していないが、重要なのは結核撲滅と予防の観点である。

H. セリエは1918年7月に創設された「セーヌ県社会衛生公社」の理事長に選任され、結核撲滅の闘いに奮闘する。そうして低廉住宅建設についてもこの観点を貫いたのである。かれは1920年にはH. ルセルと共著で『セーヌ県社会衛生公社とパリ都市圏における結核との闘い』を刊し、また翌年には学位論文『住宅危機とパリ都市圏における庶民住宅への公的介入』を著したが、それらの主題のひとつは結核であった。後者の論文では、今やパリを取り巻く78ものコンミュン（市町村）に、広く結核が蔓延し、パリ市街とほぼ同じ結核死亡率を記録する事実⁷⁷⁾、かれは大なる危機感を抱いた。セリエは、J. ベルティヨンのやや大雑把な「過密居住」の基準に則り、「一室に二人以上居住している人々」の割合がパリが43.2%であるのに、郊外では45.6%にも達している、「これら過密居住の人々を減らすことができるなら、結核死亡率もそれに応じて減らすことができよう。ロンドン都市圏並みの結核死亡率140を達成するには、パリの18の区と郊外78市町村の居住条件を改善しなければならない。〈中略〉セーヌ県全体の結核死亡者は16千人にのぼるが、もし居住条件が改善されるなら、少なくともその半分の命は救われるだろう。」と述べ、結核撲滅の闘いは、健康的な低廉住宅建設と表裏一体の事業であると主張したのである。[Sellier, 1921, p117]⁷⁸⁾

[2013.10.1脱稿]

77) 1911年のデータでみると、パリ市内20区の結核死亡率は平均で379（人口10万対）であるが、セーヌ県全体でも376である。さらに驚くべきことには、最高死亡率を記録するのは、郊外のアルカーユ・カシャン552、サン・トゥーアン540である、パリで最も高い第20区の534を上回るのである。[Sellier, 1921, p28]

78) セリエはセーヌ県社会衛生公社の長として、パリを除くセーヌ県内に42のディスパンセルを設置し、181人の「訪問看護婦」を採用して結核撲滅の闘いに臨んだ。後には人民戦線政府の保健相に入閣し、フランスの社会的災

§ 本稿で利用した資料・文献(引用順)

[]内は翻訳刊行年または復刻年

- [1] Roger-Henri Guerrand, *Les origines du logement social en France*, Paris, 1967
- [2] Adéline Daumard, *La Bourgeoisie parisienne de 1815 à 1848*, Paris, 1963
- [3] Anthony Sutcliffe, *The Autumn of Central Paris*, London, 1970,
- [4] Adolphe Blanqui, *Des classes ouvrières en France pendant l'année 1848*, 2vols, Paris, 1849
- [5] 吉田克巳『フランス住宅法の形成 - 住宅をめぐる国家・契約・所有権 - 』東京大学出版会 1997
- [6] 羽貝正美「フランスにおける都市計画の形成 - 1850年ムラン法の成立を中心に - 」東京都立大学『法学会雑誌』28-1, p481-526, 1987
- [7] Michel Chevalier, Les questions politiques et sociales, l'assistance et la prévoyance publiques, *Revue des Deux Mondes*, 1850.3.15, p961-994
- [8] Matthieu Brejon de la Lavergnée, *La Société de Saint-Vincent de-Paul au XIXe siècle; Une fleuron du catholicisme social*, Paris, 2008
- [9] Florence Bourillon, La loi du 13 avril 1850 où lorsque la Seconde République invente le logement insalubre, *Revue d'Histoire du XIXe siècle*, vol 20-21, p117-134, 2000
- [10] Armand de Melun, *De l'intervention de la Société, pour prévenir et soulager la misère*, Paris, 1849
- [11] Jean Baptiste Duroselle, *Les débuts du catholicisme social en France (1822-1870)* Presses Universitaires de France, Paris, 1951
- [12] Jean Huguency, Un centenaire oublié, la première loi française d'urbanisme, 13 avril 1850, *La Vie Urbaine*, no58, p241-249, 1950
- [13] Françoise Hidesheimer, *Fleaux et Sociétés: De la Grande peste au choléra, XIVE-XIXe siècle*, Paris,1993
- [14] Ann-Louise Shapiro, *Housing the poor of Paris, 1850-1902*, The University of Wisconsin Press, 1985
- [15] Yankel Fijalkow, La notion d'insalubrité, un processus de rationalisation, 1850-1902, *Revue d'Histoire du XIXe siècle*, vol 20-21, p135-156, 2000
- [16] Othenin Haussonville, La Misère à Paris, *Revue des Deux Mondes*, 1881,

厄と云われたアル中および売春宿経営者へ闘いを挑んだのが、「それは大臣の職を賭す」ほど高くついと云われる。[Burlen, 1989, p82]

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生（続・完）

mai-juin, p812-849

- [17] Gustave Jourdan, De l'assainissement des habitations dans la ville de Paris, *Congrès Internatinal d'Hygiène et de Démographie de Paris en 1889, Compte Rendu*, p353-372, Paris, 1890
- [18] François Burdeau, Propriété privée et Santé publique, Etude sur la loi du 15 février 1902, *Mélanges en hommage à Jean Imbert, Histoire du droit social*, p125-133, Paris, 1989
- [19] Henri Monod, La législation sanitaire en France, P. Baudin, Ch. Gide et al. *Les Applications sociales de la Solidarité*, Paris, 1904, p81-162
- [20] A.-J. Martin, Réforme de la législation sanitaire française, *Congrès Internatinal d'Hygiène et de Démographie de Paris en 1889, Compte Rendu*, p868-885, Paris, 1890
- [21] Brouardel, La protection de la santé publique: loi du 15 fevier 1902, *Annales d'Hygiène Publique et de Médecine Légale*, 1903, t.50, p177
- [22] Henry Duret, *De L'intervention des municipalités en matière d'Hibitations ouvrières, la quetiosn devant le Conceil municipal de la ville de Lyon*, thèse pour Doctrat, Paris, 1910
- [23] 長井伸仁「19世紀のパリ警視庁 - その管轄をめぐる議論を中心に - 」『西洋史学』164号 1991
- [24] Nicholas Bullock & James Read, *The Movement for housing reform in Germany and France 1840-1914*, Cambridge University Press, 1985
- [25] Arthur Raffalovich, *Le logement de l'ouvrier et du pauvre*, Paris, 1887
- [26] Roger-Henri Guerrand, Aux origines du confort moderne, Jacques Lucan, *Eau et gaz à tout les étages*, p15-30, Paris, 1992
- [27] Dr Octave Du Mesnil, *L'Hygiène à Paris: l'habitation du pauvre*, Paris, 1890
- [28] Dr Octave Du Mesnil & Dr Mangelot, *Etude d'Hygiène et d'économie sociale, Enquête sur les logements, professions, salaires et budgets (loyers inférieures à 400fr)*, Paris, 1899
- [29] Alfred Fiero, *Vie et Histoire du XIXe arrondissement*, Paris, 1987
- [30] Georges Picot, *Un devoir social et les logements d'ouvriers*, Paris, 1885 (7^e editoin)
- [31] 吉田克巳「フランスにおける非衛生住宅立法の展開 - 1902年『公衆衛生法』成立とその意義 - 」『北大法学論集』47-2 p403-469 1996
- [32] Ann-Louise Shapiro, Paris, M.J.Daunton, *Housing the Workers: comparative*

history, 1850-1914, Leicester University Press, 1990

- [33] Gustave Jourdan, De la réforme de la loi du 13 avril 1850 concernant les logements insalubres, *Congrès International d'Hygiène et de Démographie de Paris en 1889, Compte Rendu*, p384-402, Paris, 1890
- [34] H. Turot & H. Bellamy, *Le surpeuplement et les Habitations à Bon Marché*, Paris, 1907
- [35] Yankel Fijalkow, *La Construction des îlots insalubres; Paris 1850-1945*, Paris, 1998
- [36] Ambroise Rendu, Proposition relative à l'assainissement des îlots insalubres de Paris, *Rapports et Documents du Conseil Municipal*, 1906, no. 100
- [37] Ambroise Rendu, Proposition relative au rôle des dispensaires parisiens dans la lutte contre tuberculose, *Rapports et Documents du Conseil Municipal*, 1907, no. 109
- [38] Ambroise Rendu, Proposition au nom de la 6^e commission sur l'assainissement des îlots insalubres de Paris, *Rapports et Documents du Conseil Municipal*, 1909, no. 69
- [39] Ambroise Rendu, Proposition relative à l'assainissement des îlots parisiens où sévit la tuberculose, *Rapports et Documents du Conseil Municipal*, 1906, no. 7
- [40] *Archives de Paris*, 1427 W carton 72, 73
- [41] G. Delabre & M. Gautier, Godin, ou l'union de génie industriel et du militant social, Roger Quillot & Roger-Henri Guerrand, *Cent ans d'Habitat social, une utopie réaliste*, Paris, 1989
- [42] 中野隆生 『プラーグ街の住民たち - フランス近代の住宅・民衆・国家 - 』山川出版社 1999
- [43] A. Mangin, Les Institutions ouvrières dans la Haute-Alsace, *L'Economiste Français*, 1879.3.22 p352-354, 1879. 3.29 p382-384, 1879.4.5 p411-413
- [44] Youri Carbonnier, *Les Premiers logements sociaux en France*, Paris, 2008
- [45] Roger-Henri Guerrand, De Mulhouse à Passy-Auteuil, les origines de «pavillon», Roger Quillot & Roger-Henri Guerrand, *Cent ans d'Habitat social, une utopie réaliste*, Paris, 1989, p42-50
- [46] Emile Cacheux, *L'Economie pratique: Construction et Organisation des crèches, salles d'asile, écoles*. Paris, 1885
- [47] 松井道昭 『フランス第二帝政下のパリ都市改造』日本経済評論社 1997
- [48] Michel Lescure, *Les Sociétés immobilières en France au XIX^e siècle*, Paris,

19 世紀パリの住宅改革と公衆衛生（続・完）

1980

- [49] Gérard Jacquemet, Problèmes Immobilières à Paris à la fin du XIXe siècle, *Bulletin du Centre histoire économique et sociale de la région lyonnaise*, 1976, p11-34, suivi discussion, p35-43
- [50] Christian Topalov, *Le logement en France: Histoire d'une marchandise impossible*, Paris, 1987
- [51] Michelle Perrot, Les classes populaires urbaines, Fernand Braudel & Ernest Labrousse, *Histoire économique et sociale de la France*, t.1, vol. 1, années 1880-1914, Presses Universitaires de France, 1979, p454-534,
- [52] 小玉徹・大場茂明・檜谷美恵子・平山洋介 『欧米の住宅政策 - イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ - 』 ミネルヴァ書房 1999
- [53] 廣田明 「フランス・レジオナリスムの成立 - ル・ブレエ学派における家族・労働・地域 - 」 遠藤輝明編著 『地域と国家』 日本経済評論社 1992 p51-101
- [54] Frederic Le Play, *La Réforme sociale*, Paris, 1864
- [55] 大森弘喜 「19 世紀初頭パリの救貧行政」 関東学院大学 『経済系』 238 集 2009 p16-29
- [56] A. De Foville, Notice historique sur la vie et les oeuvres de M. Georges Picot, *Séances et travaux de l'Académie des Sciences morales et politiques*, 1910, p26-66
- [57] Georges Picot, Les institutions patronales en France et la lutte contre le socialisme, *La Réforme Sociale*, 1890.6.1 p649-659
- [58] Emile Cheysson, *La question des habitations ouvrières en France et à l'étranger: leur situation actuelle, les dangers, ses remèdes*. Conférence faite à l'Exposition d'hygiène de la Caserne Lobau, le 17 juin 1886, Paris, 1886
- [59] J.-P. Frey, *Le rôle social du patronat*, Paris, 1995
- [60] Jules Siegfried, *La misère, son histoire, ses causes, ses remèdes*, Paris, 1879 (3^e édition.)
- [61] Emile Cheysson, Le patron, son rôle économique et sociale, *Les oeuvres d'Emile Cheysson*, t.2. p117-137, Conférence faite à la Société de Sociologie de Paris, le 17 avril 1906
- [62] P. Hans, Le devoir social et la formation sociale du patron, *La Réforme Sociale*, 1905.7.1, p48-67
- [63] Jules Siegfried, Les habitations à bon marché, P. Baudin, Ch. Gide et al. *Les Applications sociales de la Solidarité*, Paris, 1904, p215-236 [1904a]

- [64] Jules Siegfried, Conférence sur les habitations à bon marché faite au Congrès des Architectes français, le 17 juin 1904, *L'Architecture*, 1904, p1-26 [1904b]
- [65] Georges Picot, Rapport sur les habitations ouvrières, Exposition Universelle Internationale de 1889 à Paris, Rapports du Jury international, Economie Sociale, *BSFHBM, (Bulletin de la Société Française des Habitations à Bon Marché)* 1891, p286-314, p394-427
- [66] Marie-Jeanne Dumont, Des philanthropes pour loyer à bon marché, Roger Quillot & Roger-Henri Guerrand, *Cent ans d'Habitat social, une utopie réaliste*, Paris, 1989, p51-57
- [67] Marie-Jeanne Dumont, *Le logement social à Paris 1850-1930: Les Habitations à Bon Marché*, Liege, 1991
- [68] Antony Roulliet, *Compte-Rendu sommaire, Congrès international des Habitations à Bon Marché, Exposition Universelle Internationale de 1889*, Paris, 1889
- [69] Roger Quillot, Preface, Roger Quillot & Roger-Henri Guerrand, *Cent ans d'Habitat social, une utopie réaliste*, Paris, 1989, p5-25
- [70] Jules Challamel, *Compte-Rendu et Documents du Congrès international des Habitations à Bon Marché tenu à Paris les 18, 19, 20 et 21 juin 1900*, Paris, 1900
- [71] Henri Sellier, *La crise du logement et l'intervention publique en matière d'habitation populaire dans l'agglomération parisienne*, Paris, 1921
- [72] Michel Lescure, France, Colin G. Pooley (ed), *Housing strategies in Europe 1880-1930*, Leicester University Press, 1992, p221-239
- [73] UNFOHLM, *Le logement social à l'âge de la carte postale, HLM aujourd'hui*, no. hors-série, Paris, 1994
- [74] Susanna Magri, les locataires se syndiquent, Roger Quillot & Roger-Henri Guerrand, *Cent ans d'Habitat social, une utopie réaliste*, Paris, 1989, p98-107
- [75] Henri Rousselle, Rapport au nom de la commission des Habitations à Bon Marché, sur la crise du logement à Paris et sur les membres susceptible de développer la construction d'Habitations à Bon Marché pour les familles nombreuses, *Rapports et Documents du Conseil Municipal*, 1911, no.76
- [76] Frederic Brunet, Henri Rousselle, Emile Desvaux, Amédée Dherbecourt, Rapport au nom de la commission des Habitations à Bon Marché, sur la

19世紀パリの住宅改革と公衆衛生（続・完）

crise du logement et la création d'Habitations à Bon Marché, *Rapports et Documents du Conseil Municipal*, 1912, no.31

- [77] Alexandre Bruno, *Contre la Tuberculose; la missionn américaine Rockefeller en France et l'effort français*, Paris, 1925
- [78] 中野隆生「膨張するパリとアンリ・セリエ 両大戦間期の都市空間をめぐって」首都大学東京『メトロポリタン史学』創刊号 2005 p69-90
- [79] 中野隆生「シュレーヌ田園都市の居住空間と住民にかんする 考察 1926～46年のパリ郊外」『年報都市史研究』16号 2009 p121-141
- [80] 鹿島茂・倉方健作『19世紀フランス人物辞典』白水社 2013
- [81] Katrine Burlen, Henri Sellier et la mystique des Cités-Jardines, Roger Quillot & Roger-Henri Guerrand, *Cent ans d'Habitat social, une utopie realiste*, Paris, 1989, p81-89

§ 本稿に引用はしなかったが参照した文献

- [1] 大森弘喜『フランス鉄鋼業史 - 大不況からベル・エポックまで -』ミネルヴァ書房 1996
- [2] 大森弘喜「第一次大戦前フランスにおける社会事業の組織化」権上康男・廣田明・大森弘喜編『20世紀資本主義の生成 - 自由と組織化 -』東京大学出版会 1996
- [3] 斎藤佳史『フランスにおける産業と福祉 - 1815-1914 -』日本経済評論社 2012
- [4] 小宮山直子「19世紀前半フランスの住宅問題に関する一考察 - 衛生に関わる議論と法制をめぐって」大阪大学『阪大法学』51-1 2001 p181-208
- [5] Gustave Jourdan, *Législation sur les logements insalubres*, Paris, 1900
- [6] アルフレッド・フィエロ著 / 鹿島茂監訳『パリ歴史事典』白水社 1996 [2000]
- [7] B. マルシャン著 / 羽貝正美訳『パリの肖像 19 - 20世紀』日本経済評論社 1993 [2010]
- [8] Vincent-Pierre Comiti, *Histoire du droit sanitaire en France*, PUF, Paris, 1994
- [9] Roger Price, *The French Second Empire; An anatomy of Political Power*, Cambridge University Press, 2001
- [10] 矢後和彦『フランスにおける公的金融と大衆貯蓄 預金供託金庫と貯蓄金庫 1816-1944』東京大学出版会 1999

- [11] Marcel Poëte, *Une vie de Cité; Paris de sa naissance à nos jours*, Paris, 1925
- [12] Daniel Roche, *La ville promise; mobilité et accueil à Paris, (fin XVIIIe-début XIXe siècle)*, Paris, 2000
- [13] 大森弘喜「近代フランスにおける労使関係とディリジズム」成城大学経済研究所『研究報告』No.43 2006
- [14] L. Bonnevey, *Les Habitations à Bon Marché*, Paris, 1912

(付記) 本論文は、平成25年度成城大学特別研究助成による研究「フランスにおける社会住宅の起源 - 19世紀末低廉住宅 HBM の創設 - 」の成果の一部である。